

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正

一 選挙等の執行状況を踏まえた規定の新設等

1 閉鎖時刻の繰上げ等を行った投票所に係る減算規定を設けること。（第四条第三項及び第七項関係）

2 投票所及び開票所の事務を行うための設備の整備等に係る加算規定を設けること。（第四条第十六項及び第十七項、第四条の二第五項並びに第五条第十七項及び第十八項関係）

二 投票所経費等の基準額の改定

最近における物価の変動及び公務員給与の改定等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額について、その積算基礎である超過勤務手当費等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定すること。（第四条から第九条まで、第十三条から第十五条まで及び第十七条関係）

三 公職選挙法の一部改正に伴う規定の整備

第二の三に伴い、事務費の基準額を改定すること。（第十三条関係）

第二 公職選挙法の一部改正

一 投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和

市町村の選挙管理委員会は、投票管理者及び投票立会人を、選挙権を有する者の中から選任するものとする。 (第三十七条第二項及び第六項並びに第三十八条第一項及び第二項関係)

二 開票立会人の選任に係る規定の整備

1 公職の候補者等は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から開票立会人を届け出ることができるものとする。

(第六十二条第一項関係)

2 都道府県の選挙管理委員会が公職選挙法第十八条第二項の規定により市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を選挙の期日前二日から選挙の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を選挙の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人以上十人以下の開票立会人を選任し、直

ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならないものとする。 (第六十二条第八項 関係)

三 選挙公報の掲載文の電磁的記録による提出

選挙公報の掲載文を電磁的記録により提出することを可能とすること。 (第百六十八条第一項から第三項まで関係)

第三 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第一の三及び第二については平成三十一年六月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 第一の一及び第一の二による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律 (以下「新基準法」という。)の規定 (新基準法第十三条の三の規定を除く。)は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用するものとする。 (附則第二条第一項関係)

三 新基準法第十三条の三の規定は、公職選挙法第三十条の三第一項に規定する申請の時の属する日が施

行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請について適用するものとする。 (附則第二条第二項関係)

四 第一の三による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定及び第二による改正後の公職選挙法の規定は、一のただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用するものとする。 (附則第二条第三項関係)

五 その他所要の規定の整備を行うこと。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第一条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 挙 人 の 数	投票 日	区市町村	
		区	市
五百人以上未滿	平日	一四二、一〇一円	一一二、五五一円
五百人以上未滿	休日	二三一、〇二五円	二〇一、四七五円
千人以上未滿	平日	一五三、四四一	一二七、六八二
千人以上未滿	休日	二六四、五九六	二二六、六〇六
二千人以上未滿	平日	二〇六、九四三	一九二、一六八
二千人以上未滿	休日	三四〇、三二九	三二五、五五四
三千人以上未滿	平日	二二九、五九八	二〇〇、〇四八
三千人以上未滿	休日	三六二、九八四	三三三、四三四
五千人以上未滿	平日	二五二、六七三	二一九、三三二
五千人以上未滿	休日	三八六、〇五九	三七四、九四九
一万人以上未滿	平日	二八三、六九二	二七二、三一九
一万人以上未滿	休日	四三九、三〇九	四九四、六二九
	平日		二六二、一三七
	休日		五〇六、六七八

一万人以上	三二七、二〇九	五四九、五一九	三一五、八三六	六〇四、八三九	三〇〇、四三三	五八九、四三六
一万五千人未満						
二万人未満	三六八、九四〇	六一三、四八一	三五三、七七六	六八七、二四一	三三五、七一四	六九一、四一〇
二万人以上	三九二、四六〇	六八一、四六三	三七七、二九六	七五五、二二三	三五九、二三五	七五九、三九三

第四条第二項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 票 日 区 市 町 村	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
一万人以上	四八、六八〇円	一三七、六〇四円	四八、六八〇円	一三七、六〇四円	四八、六八〇円	一三七、六〇四円	四八、六八〇円	一三七、六〇四円
五千人以上	五九、六六四	一七〇、八一九	四八、六八〇	一三七、六〇四	五九、六六四	一七〇、八一九	五九、六六四	一七〇、八一九
千人未満	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	八四、〇〇四	二三九、六二一	八四、〇〇四	二三九、六二一
千人以上	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	九四、九八八	二七二、八三六	九四、九八八	二七二、八三六
三千人未満	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	九四、九八八	二七二、八三六	九四、九八八	二七二、八三六
三千人以上	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	八四、〇〇四	二三九、六二一	九四、九八八	二七二、八三六	九四、九八八	二七二、八三六
五千人未満	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	八四、〇〇四	二三九、六二一	九四、九八八	二七二、八三六	九四、九八八	二七二、八三六
五千人以上	八六、三七六	二四一、九九三	一一九、三二八	三四一、六三八	一三〇、三一二	三七四、八五三	一三〇、三一二	三七四、八五三
一万人未満	八六、三七六	二四一、九九三	一一九、三二八	三四一、六三八	一三〇、三一二	三七四、八五三	一三〇、三一二	三七四、八五三
一万人以上	一一九、三二八	三四一、六三八	一五二、二八〇	四四一、二八三	一五二、二八〇	四四一、二八三	一五二、二八〇	四四一、二八三
一万五千人未満			一五二、二八〇	四四一、二八三	一五二、二八〇	四四一、二八三	一五二、二八〇	四四一、二八三

一万五千人以上	一三〇、三二二	三七四、八五三	一七四、二四八	五〇七、七一三	一八五、二二二	五四〇、九二八
二万人未満	一五二、二八〇	四四一、二八三	一九六、二二六	五七四、一四三	二〇七、二〇〇	六〇七、三五八
二万人以上						

第四条第三項中「ついでには、」の下に「当該投票所の第十四条に規定する投票管理者及び投票立会人に要する費用並びに」を加え、同項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 票 日	区市町村		投票 区 の 選 票 日	区市町村		
	区	市		町	村	
五百人未満	平日 一三、四一九円	平日 一一、四四九円	平日 一一、四四九円	平日 一一、四四九円	平日 一一、四四九円	平日 一一、四四九円
五百人以上	平日 一五、六一六	平日 一二、四三四	平日 一二、四三四	平日 一三、六四六	平日 一三、六四六	平日 一四、五二一
千人未満	平日 一八、七九八	平日 一七、八二三	平日 一七、八二三	平日 一八、〇四〇	平日 一八、〇四〇	平日 一九、二六五
千人以上	平日 一九、七八三	平日 一七、八二三	平日 一七、八二三	平日 一八、八六三	平日 二〇、二三七	平日 一九、二六五
二千人未満	平日 二〇、七六八	平日 二〇、〇一〇	平日 二〇、〇一〇	平日 二一、二三五	平日 二一、二三五	平日 二一、六三七
二千人以上	平日 二二、九六五	平日 二六、六〇一	平日 二六、六〇一	平日 二七、八一三	平日 二七、八一三	平日 二九、七三八
五千人未満	平日 二九、五五六	平日 三三、一九二	平日 三三、一九二	平日 三三、一九二	平日 三三、一九二	平日 三五、四六七
五千人以上	平日 三二、九六五	平日 三三、一九二	平日 三三、一九二	平日 三五、四六七	平日 三五、四六七	平日 三五、四六七
一万人未満	平日 三二、九六五	平日 三三、一九二	平日 三三、一九二	平日 三五、四六七	平日 三五、四六七	平日 三五、四六七
一万人以上	平日 三二、九六五	平日 三三、一九二	平日 三三、一九二	平日 三五、四六七	平日 三五、四六七	平日 三五、四六七
一万五千人未満	平日 三二、九六五	平日 三三、一九二	平日 三三、一九二	平日 三五、四六七	平日 三五、四六七	平日 三五、四六七
一万五千人以上	平日 三二、九六五	平日 三三、一九二	平日 三三、一九二	平日 三五、四六七	平日 三五、四六七	平日 三五、四六七

投票 区 の 選 票 日	投票 区 の 選 票 日	区市町村	
		区	市
五百人以上 未 満	八百八十八円	平日	平日
五百人以上 未 満	八百八十八円	休日	休日
千人以上 未 満	八百八十八円	平日	平日
千人以上 未 満	八百八十八円	休日	休日
二千人以上 未 満	八百八十八円	平日	平日
二千人以上 未 満	八百八十八円	休日	休日
三千人以上 未 満	八百八十八円	平日	平日
三千人以上 未 満	八百八十八円	休日	休日
五千人以上 未 満	八百八十八円	平日	平日
五千人以上 未 満	八百八十八円	休日	休日
一万人以上 未 満	八百八十八円	平日	平日
一万人以上 未 満	八百八十八円	休日	休日
一万五千人以上 未 満	八百八十八円	平日	平日
一万五千人以上 未 満	八百八十八円	休日	休日
二万人未 満	八百八十八円	平日	平日
二万人未 満	八百八十八円	休日	休日

第四条第四項の表を次のように改める。

一万五千人以上 未 満	三三、七二三	三九、七八三
二万人未 満	三五、六四八	四二、五八三
二万人以上	三八、一一七	四七、三二七
	四〇、三九二	
	三八、五七一	
	四二、九六五	
	四一、一九六	
	四四、九四〇	
	四四、一七七	

投票 区の選 票 日 区市町村	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	区 市 町 村	投票 区の選 票 日
												区 市 町 村
五百人未満	一三四、二二一円	二二三、一四五円	一〇四、六七一円	一九三、五九五円	一〇四、六七一円	一九三、五九五円	一〇四、六七一円	一九三、五九五円	一〇四、六七一円	一九三、五九五円	区	区 市 町 村
五百人以上 千人未満	一四五、五六一	二五六、七一一	一一九、八〇二	二〇八、七二六	一一六、四三一	二二七、五八六	一一九、八〇二	二〇八、七二六	一一六、四三一	二二七、五八六	市	区 市 町 村
千人以上 二千人未満	一九九、〇六三	三三二、四四九	一八四、二八八	三一七、六七四	一五八、二六二	三一三、八七九	一九九、〇六三	三三二、四四九	一八四、二八八	三一七、六七四	市	区 市 町 村
二千人以上 三千人未満	二二一、七八八	三五五、一〇四	一九二、一六八	三二五、五五四	一七七、九〇二	三五五、七五〇	二二一、七八八	三五五、一〇四	一九二、一六八	三二五、五五四	市	区 市 町 村
三千人以上 五千人未満	二四五、一四九	三七八、五三五	二一一、八〇八	三六七、四二五	二〇〇、七三六	三七八、五八四	二四五、一四九	三七八、五三五	二一一、八〇八	三六七、四二五	市	区 市 町 村
五千人以上 一万人未満	二六七、九三二	四二三、五四九	二五六、五五九	四七八、八六九	二四六、三七七	四九〇、九一八	二六七、九三二	四二三、五四九	二五六、五五九	四七八、八六九	市	区 市 町 村
一万人以上 一万五千人未満	三一一、四四九	五三三、七五九	三〇〇、〇七六	五八九、〇七九	二八四、六七三	五七三、六七六	三一一、四四九	五三三、七五九	三〇〇、〇七六	五八九、〇七九	市	区 市 町 村
一万五千人以上 二万人未満	三三三、一八〇	五九七、七二一	三三八、〇一六	六七一、四八一	三一九、九五四	六七五、六五〇	三三三、一八〇	五九七、七二一	三三八、〇一六	六七一、四八一	市	区 市 町 村
二万人以上	三七六、七〇〇	六六五、七〇三	三六一、五三六	七三九、四六三	三四三、四七五	七四三、六三三	三七六、七〇〇	六六五、七〇三	三六一、五三六	七三九、四六三	市	区 市 町 村

第四条第五項の表を次のように改める。

二万人以上	二八、五六一	三〇、八三六	三七、三四九	四〇、三二四	三九、五四六	四二、六九六
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

第四条第六項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 挙 人 の 数	投票 日	区市町村	
		区	市
五百人未満	平日	四八、六八〇円	四八、六八〇円
五百人以上	休日	一三七、六〇四円	一三七、六〇四円
千人未満	平日	五九、六六四	四八、六八〇
千人以上	休日	一七〇、八一九	一三七、六〇四
二千人未満	平日	七三、〇二〇	七三、〇二〇
二千人以上	休日	二〇六、四〇六	二〇六、四〇六
三千人未満	平日	七三、〇二〇	七三、〇二〇
三千人以上	休日	二〇六、四〇六	二〇六、四〇六
五千人未満	平日	七三、〇二〇	八四、〇〇四
五千人以上	休日	二〇六、四〇六	二三九、六二一
一万人未満	平日	八六、三七六	一一九、三二八
一万人以上	休日	二四一、九九三	三四一、六三八
一万五千人未満	平日	一一九、三二八	一五二、二八〇
一万五千人以上	休日	三四一、六三八	四四一、二八三
二万人未満	平日	一三〇、三二二	一七四、二四八
二万人以上	休日	三七四、八五三	五〇七、七一一
二万人以上	平日	一五二、二八〇	二〇七、二〇〇
	休日	六〇七、三五八	

第四条第七項中「ついでには、」の下に「当該投票所の第十四条に規定する投票管理者及び投票立会人に

要する費用並びに」を加え、同項の表を次のように改める。

区 市 町 村	投票 区 の 選 挙 人 の 数		平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
	投票 日	区 の 選 挙 人 の 数						
区	五百人未満	一三、四一九円	一四、一一九円	一四、一一九円	市	五百人未満	一一、四四九円	一二、一四九円
	五百人以上 千人未満	一五、六一六	一六、四九一	一二、四三四		千人以上 二千人未満	一七、八一三	一八、八六三
市	二千人以上 三千人未満	一九、七八三	二〇、八三三	一七、八一三	町	二千人以上 三千人未満	二〇、二三七	二一、二二二
	三千人以上 五千人未満	二〇、七六八	二一、八一八	二〇、〇一〇		三千人以上 五千人未満	二一、二三五	二二、六二二
町	五千人以上 一万人未満	二二、九六五	二四、一九〇	二六、六〇一	村	五千人以上 一万人未満	二七、八一三	二九、七三八
	一万人以上 一万五千人未満	二九、五五六	三一、三〇六	三三、一九二		一万人以上 一万五千人未満	二七、八一三	二九、七三八
村	一万五千人以上 二万人未満	三三、七二三	三五、六四八	三八、五七一		一万五千人以上 二万人未満	三九、七八三	四二、五八三
	二万人以上	三八、一一七	四〇、三九二	四二、九六五		二万人以上	四四、一七七	四七、三二七

第四条第八項の表を次のように改める。

投票 区の選 票 日	投票 区の選 票 日	投票 区の選 票 日	投票 区の選 票 日	投票 区の選 票 日	投票 区の選 票 日	投票 区の選 票 日	投票 区の選 票 日	投票 区の選 票 日	投票 区の選 票 日	区市町村	
										区	市
五百人未満	八百八十八円	九、四八八円	八、七八八円	八、七八八円	八、七八八円	八、七八八円	八、七八八円	八、七八八円	八、七八八円	平日	休日
五百人以上 千人未満	一〇、九八五	一一、八六〇	八、七八八	八、七八八	八、七八八	八、七八八	八、七八八	八、七八八	八、七八八	平日	休日
千人以上 二千人未満	一三、一八二	一四、二三二	一三、一八二	一三、一八二	一三、一八二	一三、一八二	一三、一八二	一三、一八二	一三、一八二	平日	休日
二千人以上 三千人未満	一三、一八二	一四、二三二	一三、一八二	一三、一八二	一三、一八二	一三、一八二	一三、一八二	一三、一八二	一三、一八二	平日	休日
三千人以上 五千人未満	一三、一八二	一四、二三二	一五、三七九	一五、三七九	一五、三七九	一五、三七九	一五、三七九	一五、三七九	一五、三七九	平日	休日
五千人以上 一万人未満	一五、三七九	一六、六〇四	二一、九七〇	二一、九七〇	二一、九七〇	二一、九七〇	二一、九七〇	二一、九七〇	二一、九七〇	平日	休日
一万人以上 一万五千人未満	二一、九七〇	二三、七二〇	二八、五六一	二八、五六一	二八、五六一	二八、五六一	二八、五六一	二八、五六一	二八、五六一	平日	休日
一万五千人以上 二万人未満	二四、一六七	二六、〇九二	三二、九五五	三二、九五五	三二、九五五	三二、九五五	三二、九五五	三二、九五五	三二、九五五	平日	休日
二万人以上	二八、五六一	三〇、八三六	三七、三四九	三七、三四九	三七、三四九	三七、三四九	三七、三四九	三七、三四九	三七、三四九	平日	休日

第四条第九項第一号中「五万八千十六円」を「五万八千八百七十三円」に改め、同項第二号中「六万九
 百六十円」を「六万八千八百六十一円」に改め、同条第十項第一号中「五万九千二百二十九円」を「六万九

三元」に改め、同項第二号中「六万二千百七十三円」を「六万三千九十一円」に改め、同条第十二項中「千二十六円」を「千五十八円」に改め、同項ただし書中「二千五十二円」を「二千百十六円」に、「千八百六円」を「千八百六十二円」に、「千七百五十四円」を「千八百九円」に、「千四百十六円」を「千四百六十円」に改め、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項の次に次の二項を加える。

16 市区町村の選挙管理委員会が投票所の事務を行うための設備（次項に規定する機器等を除く。以下この項において同じ。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

17 市区町村の選挙管理委員会が専ら投票所の事務を行うための機器又はプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。）若しくはこれを記録した記録媒体（以下「機器等」という。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

第四条の二第一項中「三万四千円」を「三万四千六百円」に改め、同条第四項中「次項」の下に「に規

定する機器等及び第六項」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 市区町村の選挙管理委員会が専ら共通投票所の事務を行うための機器等を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

第四条の三第一項中「三万百円」を「三万五百円」に改め、同条第二項中「二千六百十七円」を「二千六百五十三円」に改める。

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数		投票の翌日	
千人未満	千人以上	平日	休日
千人未満	千人以上	二四七、一〇五円	二五一、三二九円
二千人未満	二千人以上	三五三、一二〇	三五九、七二〇
三千人未満	三千人以上	四六八、五二二	四七七、四八八
五千人未満	五千人以上	五七四、九二六	五八六、二七八

第五条第二項の表を次のように改める。

三万人以上	三万人未満	二万人以上	一万五千人以上	一万五千人未満	一万人以上	一万五千人以上	五千人以上
一、二四四、九三八	一、一〇六、四六六	九三五、九〇四	七九六、七四五	六九〇、六七六			
一、二六九、四九〇	一、一二九、一七〇	九五四、九一二	八一二、八四九	七〇四、四〇四			

開票区 の 選挙人の 数	投票の翌日	平日	休日
千人未満	千人以上	一八二、七六八円	一八六、九九二円
二千人未満	二千人以上	二八五、五七五	二九二、一七五
三千人未満	三千人以上	三八八、三八二	三九七、三五八
五千人未満	五千人以上	四九一、一八九	五〇二、五四一
一万人未満	一万人以上	五九三、九九六	六〇七、七二四
一万人五千人以上	一万人五千人以上	六九六、八〇三	七一二、九〇七

第五条第三項の表を次のように改める。

開票区の数	投票の翌日	平日		休日	
		人数	円	人数	円
千人未満		二五五、五三七	二五九、七六一		
千人以上		三六六、二九五	三七二、八九五		
二千人未満		四八六、四三〇	四九五、四〇六		
二千人以上		五九七、五八七	六〇八、九三九		
三千人未満		七一九、〇八〇	七三一、八〇八		
三千人以上		八二八、八九二	八四四、九九六		
一万人未満		九七三、八四八	九九二、八五六		
一万人以上		一、一五一、七八八	一、一七四、四九二		

一万五千人以上		八二二、四五六	八四一、四六四
二万人未満		九八二、三七八	一、〇〇五、〇八二
二万人以上		一、〇六二、三三九	一、〇八六、八九一

第五条第四項の表を次のように改める。

三万人以上	一、二九三、九四九	一、三二八、五〇一
-------	-----------	-----------

開票区の選挙人の数	投票の翌日	開票の翌日	
		平日	休日
千人未満	一九一、二〇〇円	一九五、四二四円	
千人以上	二九八、七五〇	三〇五、三五〇	
二千人未満	四〇六、三〇〇	四一五、二七六	
二千人以上	五一三、八五〇	五二五、二〇二	
三千人未満	六二一、四〇〇	六三五、一二八	
三千人以上	七二八、九五〇	七四五、〇五四	
四千人未満	八六〇、四〇〇	八七九、四〇八	
四千人以上	一、〇二七、七〇〇	一、〇五〇、四〇四	
五千人未満	一、一一一、三五〇	一、一三五、九〇二	

第五条第五項の表を次のように改める。

第五条第六項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人 の数	開票日
千人未満	平日
千人以上 千人未満	休日
二千人以上 二千人未満	
三千人以上 三千人未満	
五千人以上 五千人未満	
一万人以上 一万人未満	
一万五千人以上 一万五千人未満	
二万人以上 二万人未満	
二万人以上 二万人未満	
三万人以上 三万人未満	

一八二、五九九	一、一七五、四六七
一二四、〇八八	一、〇四二、二二四
一一三、四四八	八八二、一二〇
九九、九四二	七五一、一七八
九六、六八〇	六五一、八三二
八三、七三七	五四二、八〇五
八〇、一三〇	四四三、一一四
六七、五四五	三三四、四四五
六四、三三七円	二三五、一五三円

開票区 の選挙人 の数	金額
千人未満	一七〇、八一六円

開票日の翌日		投票の翌日	
選挙区の数	千人未満	千人以上	千人以上
平	二四七、一〇五円	二五九、三二九円	四六八、五一二
休	二五九、七二〇	四七七、四八八	三五三、一二〇

第五条第七項の表を次のように改める。

三	三	二	二	一	一	一	五	五	三	三	二	二	千
万	万	万	万	万	万	万	千	千	千	千	千	千	人
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
以	未	以	未	以	未	以	未	以	未	以	未	以	以
上	満	上	満	上	満	上	満	上	満	上	満	上	満
九九二、八六八	九一八、一三六	七六八、六七二	六五一、二三六	五五五、一五二	四五九、〇六八	三六二、九八四	二六六、九〇〇						

第五条第八項の表を次のように改める。

開票区の数	投票の翌日	
	平日	休日
千人未満	一八二、七六八円	一八六、九九二円
千人以上 二千人未満	二八五、五七五	二九二、一七五
二千人以上 三千人未満	三八八、三八二	三九七、三五八
三千人以上 五千人未満	四九一、一八九	五〇二、五四一
五千人以上 一万人未満	五九三、九九六	六〇七、七二四

三万人以上	一、二四四、九三八	一、二六九、四九〇
二万人以上 三万人未満	一、一〇六、四六六	一、一二九、一七〇
一万五千人以上 二万人未満	九三五、九〇四	九五四、九一二
一万五千人未満	七九六、七四五	八一二、八四九
一万人以上 一万人未満	六九〇、六七六	七〇四、四〇四
五千人以上 五千人未満	五七四、九二六	五八六、二七八

第五条第九項の表を次のように改める。

開票区の 選挙人の数		投票の翌日	
千人 以上 未満	千人 未満	平日	休日
二千人以上 未満	九七三、八四八	二五五、五三七円	二五九、七六一円
一千人以上 未満	三六六、二九五	四八六、四三〇	三七二、八九五
三千人以上 未満	四八六、四三〇	五九七、五八七	四九五、四〇六
五千人以上 未満	五九七、五八七	七一八、〇八〇	六〇八、九三九
一万人以上 未満	七一八、〇八〇	八二八、八九二	七三一、八〇八
一万五千人以上 未満	八二八、八九二		八四四、九九六
二万五千人以上 未満	九七三、八四八		九九二、八五六

一万五千人以上 未満	六九六、八〇三	七一二、九〇七
二万人以上 未満	八二二、四五六	八四一、四六四
三万人以上 未満	九八二、三七八	一、〇〇五、〇八二
三万人以上	一、〇六二、三三九	一、〇八六、八九一

第五条第十項の表を次のように改める。

開票区の 選挙人の数	投票の翌日	平日		休日	
		人数	金額	人数	金額
千人未満		一九一、二〇〇円	一九五、四二四円		
二千人未満		二九八、七五〇	三〇五、三五〇		
三千人未満		四〇六、三〇〇	四一五、二七六		
三千人以上		五一三、八五〇	五二五、二〇二		
五千人未満		六二一、四〇〇	六三五、一二八		
五千人以上		七二八、九五〇	七四五、〇五四		
一万五千人未満		八六〇、四〇〇	八七九、四〇八		
一万五千人以上		一、〇二七、七〇〇	一、〇五〇、四〇四		
三万人未満		一、一一一、三五〇	一、一三五、九〇二		

二万人以上	一、一五二、七八八	一、一七四、四九二
三万人以上	一、二九三、九四九	一、三二八、五〇一

第五条第十一項の表を次のように改める。

開票区 の 選挙人の 数	開票日	
	平日	休日
千人未満	六四、三三七円	二三五、一五三円
二千人未満	六七、五四五	三三四、四四五
三千人未満	八〇、一三〇	四四三、一一四
五千人未満	八三、七三七	五四二、八〇五
一万人未満	九六、六八〇	六五一、八三二
一万五千人未満	九九、九四二	七五一、一七八
二万人未満	一一三、四四八	八八二、一二〇
三万人未満	一二四、〇八八	一、〇四二、二二四
三万人以上	一八二、五九九	一、一七五、四六七

第五条第十二項の表を次のように改める。

開票区 の 選挙人の 数	金額
-----------------------	----

三	三	二	一	一	一	五	五	三	三	二	二	千	千
万	万	万	万	万	万	千	千	千	千	千	千	人	人
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	以	未
以	未	以	未	以	未	以	未	以	未	以	未	以	未
上	満	上	満	上	満	上	満	上	満	上	満	上	満
九九二、八六八	九一八、一三六	七六八、六七二	六五一、二三六	五五五、一五二	四五九、〇六八	三六二、九八四	二六六、九〇〇	一七〇、八一六	円				

第五条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項の次に次の二項を加える。

17 市区町村の選挙管理委員会が開票所の事務を行うための設備（次項に規定する機器等を除く。以下こ

の項において同じ。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

18 市区町村の選挙管理委員会が専ら開票所の事務を行うための機器等を整備した場合には、都道府県の

選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

第六条第一項の表を次のように改める。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六五三、六九七円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、一五七、一六八
参議院選挙区選出議員選挙会（公職選挙法第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下同じ。）にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会）及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、一八一、一三八
参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。）	一、一一八、九八四

第六条第三項中「三万七千八百八十円」を「三万七千七百五十二円」に改め、同項ただし書中「六万五千五百六十円」を「六万三千五百四円」に、「五万四千七百七十三円」を「五万五千八百八十四円」に、「五万二千六百三十四円」を「五万四千二百九十六円」に、「四万二千四百七十六円」を「四万三千八百十八円」に

改める。

第七条第一項の表を次のように改める。

六	五	四	三	二	一	都道府県の世帯数	
						選挙	選挙
百万以上	七十万未満	五十万未満	五十万未満	四十万未満	三十万未満	三十万未満	
四一五五	四三八〇	四四四六			円 銭	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	都及び大都市のある道府県
四一四〇	四三六二	四四二〇	四四九六	四五九九	四五九四	その他の県	
一五八二	一六〇八	一六三七	一六五二	一六七九	一六九〇	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	

第八条第一項の表を次のように改める。

候補者数	金額
十四人未満	四一円

候 補 者 数	金 額
------------------	--------

第八条第三項の表を次のように改める。

三 百 五 十 人 以 上	三 百 五 十 人 未 満	三 百 人 以 上	三 百 人 未 満	二 百 五 十 人 以 上	二 百 五 十 人 未 満	二 百 五 十 人 以 上	二 百 五 十 人 未 満	二 百 五 十 人 以 上	二 百 五 十 人 未 満	候 補 者 数	金 額
四二三	三七五	三二七	二八一	二三二	一八四	一二七円					

第八条第二項中「四十七円」を「四十八円」に改め、同項の表を次のように改める。

二 十 七 人 以 上	二 十 四 人 未 満	候 補 者 数	金 額
八九	五九		

休 日	平 日	開 催 の 時	金 額
			二五、六七五 九、〇九〇円
			二六、九九二

第九条第二項中「一万六千二百三十六円」を「一万六千四百七十六円」に、「一万七千五百三十五円」を「一万七千七百九十三円」に改め、同条第六項中「四百二十三円」に改め、同項ただし書中「八百二十円」を「八百四十六円」に、「七百二十二円」を「七百四十四円」に、「七百一円」を「七百二十三円」に、「五百六十六円」を「五百八十四円」に改める。

第十三条第一項の表を次のように改める。

区 分	衆議院議員選挙				参議院議員選挙						
	選挙人の数が五十万人未満のもの	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	一七、九四九、一六二円	二一、七七二、一九五	二五、三七七、一二二	二七、九五〇、一八八	一三、七一七、四一二円	一六、五五九、六八一	一九、三〇四、二六四

町 村		市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。）	区	大 都 市		認定出先機関	都道府県の支庁又は地方事務所		都道府県			
				市	市							
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの									選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	三一、八五八、七六九	二四、一五七、一五五
	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの									選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	三七、三八〇、三四六	二八、四四六、二〇四
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの									選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	四五、一八八、五六一	三四、九六〇、三六〇
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの									選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	四九、四七四、〇四三	三八、二三五、八九六
	選挙人の数が三百万人以上のもの									選挙人の数が三百万人以上のもの	七三、六二八、八五八	五五、四八八、七六〇
											四、八六九、四四二	三、八二八、二九七
											二、五七八、一一二	二、〇二九、四二三
											一〇、三六二、五二一	八、三四七、五九八
	選挙人の数が五万人未満のもの										六、二二〇、〇六六	五、三七八、二八三
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの										七、五二三、五六六	六、六八一、七八三
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの										九、二六八、九一〇	八、四二七、一二七
	選挙人の数が十五万人以上のもの										一一、三四七、九六二	一〇、五〇六、一七九
	選挙人の数が三万人未満のもの										三、一三九、七四五	二、七六六、三五一
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの										四、二九一、九五九	三、八三七、五一七
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの										六、六四九、六四四	五、九九二、八三三
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの										九、五六一、三七九	八、六九九、二二二
	選挙人の数が十五万人以上のもの										一一、九一三、四八八	一〇、九五四、八三七
	選挙人の数が千人未満のもの										三二〇、七七八	二六九、六〇九
	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの										三五三、一〇二	三〇一、九三二
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの										五六二、九八六	四八一、八五二
	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの										一、〇四九、六〇四	八七一、九八六
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの										一、六〇七、五七六	一、三七〇、〇三〇

第十三条第二項の表を次のように改める。

選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	二、〇四一、九四八	一、七五五、四五八
選挙人の数が二万人以上のもの	二、四六八、四八一	二、一三三、〇四七

区	区分		
	衆議院議員選挙	参議院議員選挙	
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	九、五四三、五七九円	七、五五六、六二〇円
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一一、〇九二、八四二	八、七八八、三八八
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一二、六四二、一〇五	一〇、〇二〇、一五六
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	一二、六四二、一〇五	一〇、〇二〇、一五六
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	一三、六一二、三六〇	一〇、八三二、六三六
	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	一四、一二一、五〇二	一一、二五一、九二四
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一五、〇九一、七五七	一二、〇六四、四〇四
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一五、二七一、六四九	一二、二〇四、三二〇
	選挙人の数が三百万人以上のもの	一九、九七五、三三六	一五、八一、九〇〇
	都道府県の支庁又は地方事務所	四、三六六、五六八	三、三七二、〇七〇
認定出先機関	二、二三八、二九七	一、七二一、〇一四	
大都市	九、三八二、三四六	七、三九九、一一〇	
	四、〇六九、五三六	三、二四五、三九八	
	四、〇六九、五三六	三、二四五、三九八	
	四、〇六九、五三六	三、二四五、三九八	
区	選挙人の数が十五万人以上のもの	四、〇六九、五三六	三、二四五、三九八
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	四、〇六九、五三六	三、二四五、三九八
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	四、〇六九、五三六	三、二四五、三九八
	選挙人の数が五万人未満のもの	四、〇六九、五三六	三、二四五、三九八

第十三条第三項の表を次のように改める。

町 村		市					
選挙人の数が二万人以上のもの	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	選挙人の数が三千人以上五千未満のもの	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	選挙人の数が千人以上二千未満のもの	選挙人の数が千人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上のもの
一、八一一、四四六	一、五四一、七七二	一、二七二、〇九八	八三七、二二八	四五三、九三八	二六九、六七四	二六九、六七四	四、六九四、二九四
一、四七八、四一六	一、二五七、六八六	一、〇三六、九五六	六六二、〇一四	三七五、〇三〇	二二〇、七三〇	二二〇、七三〇	三、七五三、二八八
							四、三七七、三四六
							四、三七七、三四六
							三、二二三、一七〇
							二、一八一、二九二
							一、九八二、二六六

都道府県					区分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
選挙人の数が五十万人未満のもの	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	選挙人の数が二百五十万人以上五百五十万人未満のもの		一、〇五九、三六四円	七九九、五二〇円
選挙人の数が百五十万人以上二百百万人未満のもの	選挙人の数が百二十五十万人以上二百二十五万人未満のもの	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの		一、四九九、一二四	一、〇九九、三四〇
						一、三三九、一九六	九九九、四〇〇
						一、三三九、一九六	九九九、四〇〇
						一、一九九、二八〇	八九九、四六〇
						一、三三九、一九六	九九九、四〇〇
						一、三三九、一九六	九九九、四〇〇
						一、三三九、一九六	九九九、四〇〇

町 村	選挙人の数が千人未満のもの		
	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの		
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの		
	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	五六、九四〇	三七、九六〇
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	七五、九二〇	五六、九四〇
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	七五、九二〇	五六、九四〇
	選挙人の数が二万人以上のもの	七五、九二〇	五六、九四〇
	選挙人の数が十五万人以上のもの	三六〇、六二〇	二六五、七二〇
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	三二二、六六〇	二四六、七四〇
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	二二七、七六〇	一七〇、八二〇
市	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一三二、八六〇	九四、九〇〇
	選挙人の数が三万人未満のもの	七五、九二〇	五六、九四〇
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一、四五九、一二四	一、〇九九、三四〇
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	二、三九八、五六〇	一、七九八、九二〇
	選挙人の数が三百万人以上のもの	五三九、六七六	三九九、七六〇
	都道府県の支庁又は地方事務所	二五九、八四四	一九九、八八〇
認定出先機関	一、三八五、五四〇	一、〇四三、九〇〇	
大都市	三六〇、六二〇	二六五、七二〇	
区			

第十三条第四項中「一万二千三百十二円」を「一万二千七百一円」に、「六千百五十六円」を「六千三百五十円」に改め、同項の表を次のように改める。

四 級 地	三 級 地	二 級 地	一 級 地	寒冷地の支給地域 都道府県、市町村等	都道府県	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
				二五、四〇二円		
				一一、一七六		
				八、七六三		
一七、五二七	二一、七一九	二二、三五四	二五、四〇二円			

第十三条の二第一項中「七百五十三円」を「千五十円」に改め、同条第二項中「一万七百元」を「一万九百元」に改める。

第十三条の三中「千五百十四円」を「二千百八円」に、「四百二十八円」を「五百七十八円」に、「千五百十二円」を「千五百九十八円」に、「七百九十円」を「千八十八円」に改める。

第十四条第一項第一号中「一万六百元」を「一万八百元」に改め、同項第二号及び第三号中「一万二千六百元」を「一万二千八百円」に改め、同項第四号中「一万千三百円」に改め、同項第五号中「一万六百元」を「一万八百元」に改め、同項第六号及び第七号中「一万七百元」を「一万九百円」に改め、同項第八号中「九千五百円」を「九千六百元」に改め、同項第九号及び第十号中「八千八百円」

」を「八千九百円」に改める。

第十五条第一項中「千五百七十四円」を「千五百九十三円」に、「百六十九円」を「百七十一円」に改める。

第十七条第二項中「二、二八〇、三六五」を「二、一八一、一三八」に、「一、二七八、二一七」を一、二二八、九一八」に改める。

第二十一条中「第四条第十五項」の下に「から第十七項まで」を加え、「第五項」を「第六項」に改め、「第五条第十六項」の下に「から第十八項まで」を加える。

第二条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表を次のように改める。

都道府県	区		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
	選挙人の数が五十万人未満のもの	分		
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一七、八五四、九二二円		一三、六二三、一七二円
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	二一、六七七、九五五		一六、四六五、四四一
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	二五、二八二、八八二		一九、二一〇、〇二四
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	二七、八五五、九四八		二一、〇三六、九〇五
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	三一、七六四、五二九		二四、〇六二、九一五

町 村	市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。）	区	大 都 市	認 定 出 先 機 関	都道府県の支庁又は地方事務所	選挙人の数		
						選挙人の数	選挙人の数	
						選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	三七、二八六、一〇六	二八、三五一、九六四
						選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	四五、〇九四、三三一	三四、八六六、一二〇
						選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	四九、三七九、八〇三	三八、一四一、六五六
						選挙人の数が三百万人以上のもの	七三、五三四、六一八	五五、三九四、五二〇
							四、八六九、四四二	三、八二八、二九七
							二、五七八、一一二	二、〇二九、四二三
							一〇、三六二、五二一	八、三四七、五九八
							六、二二〇、〇六六	五、三七八、二八三
							七、五二三、五六六	六、六八一、七八三
							九、二六八、九一〇	八、四二七、一二七
							一一、三四七、九六二	一〇、五〇六、一七九
							三、一三九、七四五	二、七六六、三五一
							四、二九一、九五九	三、八三七、五一七
							六、六四九、六四四	五、九九二、八三三
							九、五六一、三七九	八、六九九、二二二
							一一、九一三、四八八	一〇、九五四、八三七
							三二〇、七七八	二六九、六〇九
							三五三、一〇二	三〇一、九三二
							五六二、九八六	四八一、八五二
							一、〇四九、六〇四	八七一、九八六
							一、六〇七、五七六	一、三七〇、〇三〇
							二、〇四一、九四八	一、七五五、四五八

第十三条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 都道府県の選挙管理委員会が中央選挙管理会の所在地において公職選挙法第六十九条第二項の送付を受ける場合には、特に要する旅費を加算する。

(公職選挙法の一部改正)

第三条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項及び第六項中「当該選挙の」を削る。

第三十八条第一項中「各投票区における選挙人名簿に登録された」を「選挙権を有する」に改め、同条第二項中「その投票区における選挙人名簿に登録された」を「選挙権を有する」に改める。

第四十一条の二第五項の表中第三十七条第二項及び第六項の項及び第三十八条第一項の項を削り、同表

第三十八条第二項の項中

投票所

投票所又は共通投票所

登録された者	登録された者（共通投票所にあつては、選挙権を有する者）
投票所	投票所又は共通投票所

を

に改める。

第四十八条の二第五項の表中第三十七条第二項及び第六項の項を削り、同表第三十八条第一項の項中

各投票区における選挙人名簿に登録された者	選挙権を有する者
二人以上五人以下	二人
二人以上五人以下	二人
二人以上五人以下	二人

を

に改め、同表第三十八条

第二項の項中

投票所	期日前投票所
その投票区における選挙人名簿に登録された者	選挙権を有する者
投票所	期日前投票所
投票所	期日前投票所

を

に改める。

第六十二条第一項中「各開票区における」を「開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「含む。」を「含む。」に改め、同項第三号及び第四号中「とき。」を「とき」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「達しないとき又は」の下に「開票立会人が」を加え、「における」を「の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 都道府県の選挙管理委員会が第十八条第二項の規定により市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を選挙の期日前二日から選挙の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を選挙の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人以上十人以下の開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同一の政党その他の政治団体に属する者を三人以上選任することができない。

第七十六条中「第六十二条」の下に「（第八項を除く。）」を加え、「各開票区における」を「開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に、「その開票区における」を「その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に、「第八項に」を「第九項に」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第六十八条第一項中「併せて写真を添付するものとする。」を具し」を「その掲載文及び写真。次条第一項において同じ。」を添付し」に改め、同条第二項中「具し」を「添付し」に改め、同条第三項中「具し」を「添付し」に改め、「記載し」及び「貼り付け」の下に「、又は記録し」を加え、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第六十九条第一項及び第二項中「二通」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条第三項並びに附則第四条及び第五条の規定は、平成三十一年六月一日から施行する。

(適用区分)

第二条 第一条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下この項及び次項において「新基準法」という。）の規定（新基準法第十三条の三の規定を除く。）及び次条の規定による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の項の規定は、この法律の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

2 新基準法第十三条の三の規定は、公職選挙法第三十条の三第一項に規定する申請の時の属する日（以下この項において「申請の日」という。）が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請について適用し、申請の日が施行日の前日以前である在外選挙人名簿の登録の申請については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、第三条の規定に

よる改正後の公職選挙法の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法（昭和十二年法律第三百三十六号）第二十五条第三項及び第四項の規定並びに附則第五条の規定による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条（漁業法第九十九条第五項において準用する場合に限る。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は漁業法第九十九条第三項の規定による解職の投票について適用し、前条ただし書に規定する規定の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は同項の規定による解職の投票については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の項中「第四条第十五項」の下に「から第十七項まで」を加え、「第五項」を「第六項」に改め、「第五条第十六項」の下に「から第十八項まで」を加える。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第四条 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「及び開票」、「及び第十九条第二項」及び「又は開票管理者」を削り、「各投票区又は開票区における第八条の選挙人名簿に登録された」を「審査権を有する」に改め、「又は開票立会人三人」を削り、同条に次の一項を加える。

第二項の開票においては、第十九条第二項の規定にかかわらず、開票管理者は、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人三人を選任しなければならない。

(漁業法の一部改正)

第五条 漁業法の一部を次のように改正する。

第九十四条中「及び第八項ただし書」を「、第八項ただし書及び第九項ただし書」に改め、同条の表第七十六条の項中

第六十二条第一項、第二項、第六項

<p>第六十二条 (第八項を除く。)</p>	<p>第六十二条</p>
<p>第六十二条第一項、第二項、第六項、第七項、第九項本文、第十項及び第十一項</p>	<p>第七項、第八項本文、第九項及び第十項</p>

を

に改める。

理由

最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、選挙公報の掲載文の電磁的記録による提出を可能とするほか、投票管理者及び投票立会人並びに開票立会人の選任要件の緩和等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）（抄）	【第一条関係】	1
○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）（抄）	【第二条関係】	30
○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）	【第三条関係】	34
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	【附則第三条関係】	52
○最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）（抄）	【附則第四条関係】	53
○漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）	【附則第五条関係】	54

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）（抄）

【第一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（投票所経費）
 第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

（投票所経費）
 第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票所 の選挙 人の数	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人未満	一四二、一〇一円	一三三、一〇二五円	一一二、五五一円	二〇一、四七五円	一一二、五五一円	二〇一、四七五円	一一二、五五一円	二〇一、四七五円
五百人以上 千人未満	一五三、四四一円	二六四、五九六円	一二七、六八二円	二二六、六〇六円	一二四、三一一円	二三四、四六六円	一二三、五五九円	二三五、四六六円
千人以上 二千人未満	二〇六、九四三円	三四〇、三二九円	一九二、一六八円	三二五、五五四円	一六六、一四二円	三二二、七五九円	二二二、七五九円	三二二、七五九円
二千人以上 三千人未満	二二九、五九八円	三六二、九八四円	二〇〇、〇四八円	三三三、四三四円	一八五、七八二円	三六三、六三〇円	二六三、六三〇円	三六三、六三〇円
三千人以上 五千人未満	二五二、六七三円	三八六、〇五九円	二一九、三三二円	三七四、九四九円	二〇八、四三七円	三八六、二八五円	二八六、二八五円	三八六、二八五円
五千人以上 一万人未満	二八三、六九二円	四三九、三〇九円	二七二、三一九円	四九四、六二九円	二六二、一三七円	五〇六、六七八円	二六二、一三七円	五〇六、六七八円
一万人以上 一万五千人未満	三二七、二〇九円	五四九、五一九円	三一五、八三六円	六〇四、八三九円	三〇〇、四三三円	五八九、四三六円	三〇〇、四三三円	五八九、四三六円
一万五千人以上 二万人未満	三六八、九四〇円	六一三、四八八円	三五三、七七六円	六八七、二四一円	三三五、七二四円	六九一、四一〇円	三三五、七二四円	六九一、四一〇円
二万人以上	三九二、四六〇円	六八一、四六三円	三七七、二九六円	七五五、二二三円	三五九、二三五円	七五九、二九三円	三五九、二三五円	七五九、二九三円

投票所 の選挙 人の数	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人未満	一三六、五二六円	一二四、一五八円	一〇九、三一六円	一九六、九四八円	一〇九、三一六円	一九六、九四八円	一〇九、三一六円	一九六、九四八円
五百人以上 千人未満	一四七、七〇二円	二五七、二四二円	一二三、二七三円	二二〇、九〇五円	一二〇、九一一円	二二〇、九一一円	一二〇、九一一円	二二〇、九一一円
千人以上 二千人未満	一九七、九五七円	三二九、四〇五円	一八四、三五二円	三二五、八〇〇円	一六一、一三〇円	三二四、四八六円	一六一、一三〇円	三二四、四八六円
二千人以上 三千人未満	二二八、八一八円	三五〇、二六六円	一九一、六〇八円	三三三、〇五六円	一七九、九八二円	三五五、二四六円	一七九、九八二円	三五五、二四六円
三千人以上 五千人未満	二四〇、〇九九円	三七一、五四七円	二二〇、一〇八円	三七三、四六四円	二〇〇、八四三円	三七六、一〇七円	二〇〇、八四三円	三七六、一〇七円
五千人以上 一万人未満	二六九、六六九円	四二二、〇二五円	二六一、三二六円	四八〇、四〇六円	二五二、七六五円	四九三、七五三円	二五二、七六五円	四九三、七五三円
一万人以上 一万五千人未満	三一一、〇六五円	五三一、一四五円	三〇三、七二二円	五八八、五二六円	二八九、五六二円	五七四、三六六円	二八九、五六二円	五七四、三六六円
一万五千人以上 二万人未満	三五二、二九一円	五九二、二七九円	三四〇、一六七円	六六八、七九七円	三二四、三五一円	六七四、八七九円	三二四、三五一円	六七四、八七九円
二万人以上	三七四、四八四円	六五九、二八八円	三六三、三六〇円	七三五、七九六円	三四七、五四三円	七四一、八八七円	三四七、五四三円	七四一、八八七円

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

区市町村	区	市	町	村
------	---	---	---	---

区市町村	区	市	町	村
------	---	---	---	---

投票日	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
区別の選挙人の数	四八、六八〇円	一三七、六〇四円	四八、六八〇円	一三七、六〇四円	四八、六八〇円	一三七、六〇四円	四八、六八〇円	一三七、六〇四円
五百人以上未満	五九、六六四	一七〇、八一九	四八、六八〇	一三七、六〇四	五九、六六四	一七〇、八一九	四八、六八〇	一三七、六〇四
千人以上未満	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	八四、〇〇四	二二九、六二二	八四、〇〇四	二二九、六二二
二千人未満	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	九四、九八八	二七二、八三六	九四、九八八	二七二、八三六
三千人以上未満	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	九四、九八八	二七二、八三六	九四、九八八	二七二、八三六
三千人以上未満	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	七三、〇二〇	二〇六、四〇六	九四、九八八	二七二、八三六	九四、九八八	二七二、八三六
五千人未満	八六、三七六	二四一、九九三	八六、三七六	二四一、九九三	一三〇、三二二	三七四、八五三	一三〇、三二二	三七四、八五三
一万人以上未満	一一九、三二八	三四一、六三八	一一九、三二八	三四一、六三八	一五二、二八〇	四四一、二八二	一五二、二八〇	四四一、二八二
一万五千人未満	一三〇、三二二	三七四、八五三	一三〇、三二二	三七四、八五三	一八五、二二二	五四〇、九二八	一八五、二二二	五四〇、九二八
二万人以上	一五二、二八〇	四四一、二八二	一五二、二八〇	四四一、二八二	二〇七、二〇〇	六〇七、三五八	二〇七、二〇〇	六〇七、三五八

3

第一項の投票所で、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の第十四条に規定する投票管理者及び投票立会人に要する費用並びに当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

投票日	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
区別の選挙人の数	一三、四一九円	一四、一九九円	一一、四四九円	一一、一九九円	一一、四四九円	一一、一九九円	一一、四四九円	一一、一九九円
五百人以上未満	一五、六一六	一六、四九一	一一、四四九	一一、一三四	一一、四四九	一一、四四九	一四、五二二	一一、四四九
千人以上未満	一八、七九八	一九、八四八	一七、八二三	一八、八六三	一八、〇四〇	一九、二六五	一九、二六五	一九、二六五
二千人未満	一九、七七八	二〇、八三三	一七、八二三	一八、八六三	二〇、二三七	二二、六三七	二〇、二三七	二二、六三七
三千人以上未満	二〇、七六八	二二、八一八	二〇、七六八	二二、八三三	二二、二三七	二四、六二二	二二、二三七	二四、六二二
五千人未満	二二、九六五	二四、一九〇	二六、六〇一	二八、三五一	二七、八二三	二九、七三八	二六、六〇一	二八、三五一

投票日	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
区別の選挙人の数	四七、九七二円	一三五、六〇四円	四七、九七二円	一三五、六〇四円	四七、九七二円	一三五、六〇四円	四七、九七二円	一三五、六〇四円
五百人以上未満	五八、七九六	一六八、三三六	四七、九七二	一三五、六〇四	五八、七九六	一六八、三三六	四七、九七二	一三五、六〇四
千人以上未満	七二、九五八	二〇三、四〇六	七二、九五八	二〇三、四〇六	八二、七八二	二二六、一三八	七二、九五八	二〇三、四〇六
二千人未満	七二、九五八	二〇三、四〇六	七二、九五八	二〇三、四〇六	八二、七八二	二二六、一三八	七二、九五八	二〇三、四〇六
三千人以上未満	七二、九五八	二〇三、四〇六	七二、九五八	二〇三、四〇六	八二、七八二	二二六、一三八	七二、九五八	二〇三、四〇六
三千人以上未満	七二、九五八	二〇三、四〇六	七二、九五八	二〇三、四〇六	八二、七八二	二二六、一三八	七二、九五八	二〇三、四〇六
五千人未満	八五、一一〇	二三八、四七六	八五、一一〇	二三八、四七六	一三六、二三八	二六八、八七〇	八五、一一〇	二三八、四七六
一万人以上未満	一一七、五九二	三三六、六七二	一一七、五九二	三三六、六七二	一五〇、〇六四	四三四、八六八	一一七、五九二	三三六、六七二
一万五千人未満	一二八、四一六	三六九、四〇四	一二八、四一六	三六九、四〇四	一八二、五三六	五三三、〇六四	一二八、四一六	三六九、四〇四
二万人以上	一五〇、〇六四	四三四、八六八	一五〇、〇六四	四三四、八六八	二〇四、一八四	五九八、五二八	一五〇、〇六四	四三四、八六八

3

第一項の投票所で、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の第十四条に規定する投票管理者及び投票立会人に要する費用並びに当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

投票日	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
区別の選挙人の数	一〇、四七四円	一一、一六六円	八、六六〇円	九、三五二円	八、六六〇円	九、三五二円	八、六六〇円	九、三五二円
五百人以上未満	一一、六三九	一二、三三〇円	八、六六〇	九、二五九	八、六六〇	九、二五九	八、六六〇	九、二五九
千人以上未満	一五、七一一	一六、七四九	一四、八〇四	一五、八四二	一五、一五五	一六、三六六	一五、一五五	一六、三六六
二千人未満	一六、六一八	一七、六五六	一四、八〇四	一五、八四二	一七、三二〇	一八、七〇四	一六、六一八	一七、三二〇
三千人以上未満	一七、五二五	一八、五六三	一六、九六九	一八、一八〇	一八、二二七	一九、六一一	一七、五二五	一八、二二七
五千人未満	一九、六九〇	二〇、九〇一	二二、四六四	二五、一九四	二四、七二二	二六、六二五	一九、六九〇	二二、四六四

4 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区市町村	投票日	区		市		町		村	
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
一万八千人以上未満		二九、五五六	三一、三〇六	三三、一九二	三五、四六七	三三、一九二	三五、四六七	三五、四六七	三五、四六七
一万五千人以上未満		三三、七二三	三五、六四八	三八、五七一	四一、一九六	三九、七八三	四二、五八二	四一、七八三	四二、五八二
一万八千人以上未満		三八、一一七	四〇、三九一	四二、九六五	四五、九四〇	四四、一七七	四七、三二七	四二、一七七	四七、三二七

5 参議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

区市町村	投票日	区		市		町		村	
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上未満		一〇、七八八	九、四八八	八、七八八	九、四八八	八、七八八	九、四八八	八、七八八	九、四八八
千人以上未満		一〇、九八五	一一、八六〇	八、七八八	九、四八八	一〇、九八五	一一、八六〇	一〇、九八五	一一、八六〇
二千人以上未満		一一、一八二	一一、三三三	一一、一八二	一一、三三三	一一、一八二	一一、三三三	一一、一八二	一一、三三三
三千人以上未満		一一、一八二	一一、三三三	一一、一八二	一一、三三三	一一、一八二	一一、三三三	一一、一八二	一一、三三三
三千人以上未満		一一、一八二	一一、三三三	一一、一八二	一一、三三三	一一、一八二	一一、三三三	一一、一八二	一一、三三三
三千人以上未満		一一、一八二	一一、三三三	一一、一八二	一一、三三三	一一、一八二	一一、三三三	一一、一八二	一一、三三三
三千人以上未満		一一、一八二	一一、三三三	一一、一八二	一一、三三三	一一、一八二	一一、三三三	一一、一八二	一一、三三三
五千人以上未満		一一、三三七	一一、六〇四	一六、六〇四	一一、三三七	一七、五七六	一八、九七六	一七、五七六	一八、九七六
一万八千人以上未満		一一、九七〇	一二、七二〇	一六、六〇四	一一、三三七	二四、一六七	二六、〇九二	二四、一六七	二六、〇九二
一万八千人以上未満		一一、九七〇	一二、七二〇	二八、五六一	三〇、八三六	二八、五六一	三〇、八三六	二八、五六一	三〇、八三六
二万八千人以上未満		二四、一六七	二六、〇九二	三二、九五五	三五、五八〇	三五、一五二	三七、九五二	三五、一五二	三七、九五二
二万八千人以上未満		二八、五六一	三〇、八三六	三七、三四九	四〇、三二四	三九、五四六	四二、一八九	三七、五四六	四二、一八九

4 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区市町村	投票日	区		市		町		村	
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
一万八千人以上未満		二六、一八五	二七、九一五	二九、九五九	三二、二〇八	二九、九五九	三二、二〇八	二九、九五九	三二、二〇八
一万五千人以上未満		三〇、一六四	三二、〇六七	三五、一九六	三七、七九一	三六、四五四	三九、一二二	三六、四五四	三九、一二二
一万八千人以上未満		三四、四九四	三六、七四三	三九、五二六	四二、四六七	四〇、七八四	四三、八九八	四〇、七八四	四三、八九八

5 参議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

区市町村	投票日	区		市		町		村	
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上未満		八、六六〇	九、三五二	八、六六〇	九、三五二	八、六六〇	九、三五二	八、六六〇	九、三五二
千人以上未満		一〇、八二五	一一、六九〇	八、六六〇	九、三五二	一〇、八二五	一一、六九〇	一〇、八二五	一一、六九〇
二千人以上未満		一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八
二千人以上未満		一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八
三千人以上未満		一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八
三千人以上未満		一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八
五千人以上未満		一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八
五千人以上未満		一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八
五千人以上未満		一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八
五千人以上未満		一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八
五千人以上未満		一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八
五千人以上未満		一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八
五千人以上未満		一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八	一一、九九〇	一二、〇二八
一万八千人以上未満		一二、一五五	一二、六五〇	一五、一五五	一六、一五五	一六、一五五	一七、一五五	一六、一五五	一七、一五五
一万八千人以上未満		一二、一五五	一二、六五〇	一五、一五五	一六、一五五	一六、一五五	一七、一五五	一六、一五五	一七、一五五
二万八千人以上未満		二二、八一一	二五、七一一	二八、一四五	三〇、三九四	二八、一四五	三〇、三九四	二八、一四五	三〇、三九四
二万八千人以上未満		二二、八一一	二五、七一一	二八、一四五	三〇、三九四	二八、一四五	三〇、三九四	二八、一四五	三〇、三九四
二万八千人以上未満		二二、八一一	二五、七一一	二八、一四五	三〇、三九四	二八、一四五	三〇、三九四	二八、一四五	三〇、三九四
二万八千人以上未満		二二、八一一	二五、七一一	二八、一四五	三〇、三九四	二八、一四五	三〇、三九四	二八、一四五	三〇、三九四
二万八千人以上未満		二二、八一一	二五、七一一	二八、一四五	三〇、三九四	二八、一四五	三〇、三九四	二八、一四五	三〇、三九四
二万八千人以上未満		二二、八一一	二五、七一一	二八、一四五	三〇、三九四	二八、一四五	三〇、三九四	二八、一四五	三〇、三九四
二万八千人以上未満		二二、八一一	二五、七一一	二八、一四五	三〇、三九四	二八、一四五	三〇、三九四	二八、一四五	三〇、三九四
二万八千人以上未満		二二、八一一	二五、七一一	二八、一四五	三〇、三九四	二八、一四五	三〇、三九四	二八、一四五	三〇、三九四

立会人に要する費用並びに当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

区市町村	投票日		区市町村	投票日		区市町村	投票日		区市町村	投票日	
	平日	休日		平日	休日		平日	休日		平日	休日
区	平日	休日	市	平日	休日	町	平日	休日	村	平日	休日
区	一三、四一九	一四、一九九	市	一四、四四九	一五、一四九	町	一四、四四九	一五、四四九	村	一四、四四九	一五、四四九
区	一五、六一六	一六、四九一	市	一三、一三四	一四、四三九	町	一三、一三四	一四、四三九	村	一四、五二一	一五、五二一
区	一八、七九八	一九、八四八	市	一八、八六三	一九、八六三	町	一八、〇四〇	一九、二六五	村	一九、二六五	一九、二六五
区	一九、七八三	二〇、八三三	市	一七、八一三	一八、八六三	町	二〇、二三七	二一、六三七	村	二一、六三七	二一、六三七
区	二〇、七六八	二一、八一八	市	二一、二三五	二二、二三五	町	二一、二三五	二二、二三五	村	二二、二三五	二二、二三五
区	二二、九六五	二四、一九〇	市	二六、六〇一	二八、三五	町	二七、八一三	二九、七三八	村	二九、七三八	二九、七三八
区	二九、五五六	三一、三〇六	市	三三、一九二	三五、四六七	町	三三、一九二	三五、四六七	村	三五、四六七	三五、四六七
区	三三、七二三	三五、六四八	市	三八、五七一	四一、一九六	町	三九、七八三	四二、五八三	村	四二、五八三	四二、五八三
区	三八、一一七	四〇、三九二	市	四二、九六五	四五、九四〇	町	四四、一七七	四七、三二七	村	四七、三二七	四七、三二七

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区市町村	投票日		区市町村	投票日		区市町村	投票日		区市町村	投票日	
	平日	休日		平日	休日		平日	休日		平日	休日
区	平日	休日	市	平日	休日	町	平日	休日	村	平日	休日
区	八、七八八	九、四八八	市	八、七八八	九、四八八	町	八、七八八	九、四八八	村	八、七八八	九、四八八
区	一〇、九八五	一一、八六〇	市	八、七八八	九、四八八	町	一〇、九八五	一一、八六〇	村	一一、八六〇	一一、八六〇
区	一三、一一二	一四、二二二	市	一三、一一二	一四、二二二	町	一五、三七九	一六、六〇四	村	一六、六〇四	一六、六〇四

当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

区市町村	投票日		区市町村	投票日		区市町村	投票日		区市町村	投票日	
	平日	休日		平日	休日		平日	休日		平日	休日
区	平日	休日	市	平日	休日	町	平日	休日	村	平日	休日
区	一〇、四七四	一一、一六六	市	八、六六〇	九、三五二	町	八、六六〇	九、三五二	村	八、六六〇	九、三五二
区	一一、六三九	一二、五〇四	市	九、五六七	一〇、二五九	町	一〇、八二五	一一、六九〇	村	一一、六九〇	一一、六九〇
区	一五、七一	一六、七四九	市	一四、八〇四	一五、八四二	町	一五、一五五	一六、三六六	村	一六、三六六	一六、三六六
区	一六、六一八	一七、六五六	市	一四、八〇四	一五、八四二	町	一七、三二〇	一八、七〇四	村	一八、七〇四	一八、七〇四
区	一七、五二五	一八、五六三	市	一六、九六九	一八、一八〇	町	一八、二二七	一九、六一一	村	一九、六一一	一九、六一一
区	一九、六九〇	二〇、九〇一	市	二二、四六四	二五、一九四	町	二四、七二二	二六、六二五	村	二六、六二五	二六、六二五
区	二六、一八五	二七、九一五	市	二九、九五九	三二、二〇八	町	二九、九五九	三二、二〇八	村	三二、二〇八	三二、二〇八
区	三〇、一六四	三一、〇六七	市	三五、一九六	三七、七九一	町	三六、四五四	三九、二二二	村	三九、二二二	三九、二二二
区	三四、四九四	三六、七四三	市	三九、五二六	四二、四六七	町	四〇、七八四	四三、八九八	村	四三、八九八	四三、八九八

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区市町村	投票日		区市町村	投票日		区市町村	投票日		区市町村	投票日	
	平日	休日		平日	休日		平日	休日		平日	休日
区	平日	休日	市	平日	休日	町	平日	休日	村	平日	休日
区	八、六六〇	九、三五二	市	八、六六〇	九、三五二	町	八、六六〇	九、三五二	村	八、六六〇	九、三五二
区	一〇、八二五	一一、六九〇	市	八、六六〇	九、三五二	町	一〇、八二五	一一、六九〇	村	一一、六九〇	一一、六九〇
区	一二、九九〇	一四、〇二八	市	一二、九九〇	一四、〇二八	町	一五、一五五	一六、三六六	村	一六、三六六	一六、三六六

三千人未満	一三、一八二	一四、二二二	一三、一八二	一四、二二二	一七、五七六	一八、九七六
三千人未満	一三、一八二	一四、二二二	一五、三七九	一六、六〇四	一七、五七六	一八、九七六
一千五百人以上	一五、三七九	一六、六〇四	二一、九七〇	二二、七二〇	二六、〇九二	二六、〇九二
一千五百人以上	二一、九七〇	二二、七二〇	二八、五六一	三〇、八三六	二八、五六一	三〇、八三六
一千五百人以上	二四、一六七	二六、〇九二	三二、九五五	三五、五八〇	三五、一五二	三七、九五二
二百人以上	二八、五六一	三〇、八三六	三七、三四九	四〇、三二四	三九、五四六	四一、六九六

9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に同じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

一 投票日の翌日が平日である場合 五万八千八百七十三円

二 投票日の翌日が休日である場合 六万八千八百六十一円

10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に同じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

一 投票日の翌日が平日である場合 六万百三十三円

二 投票日の翌日が休日である場合 六万三千九十一円

11 (略)

12 投票が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合の投票所については、燃料費として、千五十八円を加算する。ただし、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)に基づく寒冷地手当(以下「寒冷地手当」という。)を支給する地域における投票所については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては二千百十六円、二級地にあつては千八百六十二円、三級地にあつては千八百九円、四級地にあつては千四百六十円をそれぞれ加算するものとする。

13 (略)

三千人未満	一一、九九〇	一四、〇二八	一一、九九〇	一四、〇二八	一七、三二〇	一八、七〇四
三千人未満	一一、九九〇	一四、〇二八	一五、一五五	一六、三六六	一七、三二〇	一八、七〇四
一千五百人以上	一五、一五五	一六、三六六	二一、六五〇	二二、三八〇	二五、七一八	二五、七一八
一千五百人以上	二一、六五〇	二二、三八〇	二八、一四五	三〇、三九四	二八、一四五	三〇、三九四
一千五百人以上	二二、三八〇	二二、三八〇	二五、七一八	三五、〇七〇	三五、〇七〇	三七、四〇八
二百人以上	二八、一四五	三〇、三九四	三六、八〇五	三九、七四六	三八、九七〇	四一、〇八四

9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に同じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

一 投票日の翌日が平日である場合 五万八千八百六十六円

二 投票日の翌日が休日である場合 六万九百六十円

10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に同じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

一 投票日の翌日が平日である場合 五万九千二百二十九円

二 投票日の翌日が休日である場合 六万二千百七十三円

11 前二項の場合においては、送致のための投票管理者及び投票立会人に要する費用として、第十四条に規定する投票所の投票管理者及び投票立会人に要する費用の額を加算する。

12 投票が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合の投票所については、燃料費として、千二十六円を加算する。ただし、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)に基づく寒冷地手当(以下「寒冷地手当」という。)を支給する地域における投票所については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては二千五百十二円、二級地にあつては千八百六十六円、三級地にあつては千七百五十四円、四級地にあつては千四百十六円をそれぞれ加算するものとする。

13 投票区の区域内に市役所、区役所又は町村役場がある投票所につい

- 16 市区町村の選挙管理委員会が投票所の事務を行うための設備（次項に規定する機器等を除く。以下この項において同じ。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。
- 17 市区町村の選挙管理委員会が専ら投票所の事務を行うための機器又はプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるとともに組み合わされたものをいう。）若しくはこれを記録した記録媒体（以下「機器等」という。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

ては、旅費及び通信費の不要分として、次の表に掲げる額を減額する。

選挙人の数	選挙		参議院議員選挙	
	区	市	町	村
五百人未満	一、七五三円	一、七五三円	一、七五三円	一、七五三円
千五百人以上 千人未満	一、七五三円	二、一七三円	二、一七三円	二、一七三円
二千人以上 千人未満	二、一七三円	二、一七三円	二、一七三円	二、一七三円
三千人以上 二千人以上	二、一七三円	二、一七三円	二、一七三円	二、一七三円
三千人以上 三千人以上	二、一七三円	二、一七三円	二、一七三円	二、一七三円
五千人以上 三千人以上	二、一七三円	二、一七三円	二、一七三円	二、一七三円
一万人以上 五千人以上	二、一七三円	二、一七三円	二、一七三円	二、一七三円
一万五千人以上 一万人以上	二、一七三円	二、一七三円	二、一七三円	二、一七三円
二万人以上 一万五千人以上	二、一七三円	二、一七三円	二、一七三円	二、一七三円

- 14 投票所が市役所、区役所又は町村役場から十キロメートル以上離れた地に設けられた場合には、特に要する旅費及び通信費を加算する。
- 15 投票所が市町村（特別区を含む。）の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。
- （新設）

（新設）

18) (略)

19) (略)

(共通投票所経費)

第四条の二 共通投票所経費の基本額は、三万四千六百円とする。

2・3 (略)

4 市区町村の選挙管理委員会が共通投票所の事務を行うための設備（次項に規定する機器等及び第六項に規定する電子情報処理組織を除く。以下この項において同じ。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

5) 市区町村の選挙管理委員会が専ら共通投票所の事務を行うための機器等を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

6) (略)

16) 市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する投票所までの交通手段の提供について費用を要した場合には、当該費用として総務大臣が定める額を加算する。

17) 第三項、第四項、第七項及び第八項に規定する時刻を繰り下げた時間又は時刻を繰り上げた時間の端数計算その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(共通投票所経費)

第四条の二 共通投票所経費の基本額は、三万四千元とする。

2 共通投票所については、当該共通投票所を設けた市区町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間外において投票を行わせる場合には、当該共通投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として総務大臣が定める額を加算する。

3 共通投票所が市町村（特別区を含む。）の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。

4 市区町村の選挙管理委員会が共通投票所の事務を行うための設備（次項に規定する電子情報処理組織を除く。以下この項において同じ。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

(新設)

5) 市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿若しくはその抄本（当該選挙人名簿が公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次条第六項において同じ。）又は在外選挙人名簿若しくはその抄本（当該在外選挙人名簿が同法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次条第六項において同じ。）の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会、投票所の投票管理者及び共通投票所の投票管理者の使用に係る電子計

7| (略)

(期日前投票所経費)

第四条の三 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所において投票を行わせる日の数に三万五百円を乗じて得た額とする。

2 期日前投票所で、公職選挙法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十条第一項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げたもの又は閉じる時刻を繰り下げたものについては、投票を行わせる日ごとに当該期日前投票所を開いている時間が十一時間三十分を超える時間一時間につき、二千六百五十三円を加算する。

3 〳7 (略)

算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を加算する。

6| 市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する共通投票所までの交通手段の提供について費用を要した場合には、当該費用として総務大臣が定める額を加算する。

(期日前投票所経費)

第四条の三 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所において投票を行わせる日の数に三万五百円を乗じて得た額とする。

2 期日前投票所で、公職選挙法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十条第一項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げたもの又は閉じる時刻を繰り下げたものについては、投票を行わせる日ごとに当該期日前投票所を開いている時間が十一時間三十分を超える時間一時間につき、二千六百五十七円を加算する。

3 期日前投票所については、当該期日前投票所を設けた市区町村の選挙管理委員会の職員につき定められている勤務時間外において投票を行わせる場合には、当該期日前投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として総務大臣が定める額を加算する。

4 期日前投票所が市町村(特別区を含む。)の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。

5 市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所の事務を行うための設備(次項に規定する電子情報処理組織を除く。以下この項において同じ。)を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

6 市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿若しくはその抄本又は在外選挙人名簿若しくはその抄本の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会及び期日前投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を加算する。

7 市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する期日前投票所までの交通手段の提供について費用を要した場合には、当該費用として総務大

(開票所経費)
 第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票所の定員 数	投票の翌日 開票所の定員 数	平日	休日
千人未満		二四七、一〇五 円	二五一、三二九 円
千人未満以上 二千未満		三五三、一一〇	三五九、七二〇
二千未満以上 三千未満		四六八、五二二	四七七、四八八
三千未満以上 五千未満		五七四、九二六	五八六、二七八
五千未満以上 一万未満		六九〇、六七六	七〇四、四〇四
一万未満以上 一万五千未満		七九六、七四五	八二二、八四九
一万五千未満以上 二万未満		九三五、九〇四	九五四、九一一
二万未満以上 三万未満		一、一〇六、四六六	一、一二九、一七〇
三万未満以上 三万人以上		一、二四四、九三八	一、二六九、四九〇

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の定員 数	投票の翌日 開票所の定員 数	平日	休日
千人未満		一八二、七六八 円	一八六、九九二 円
千人未満以上 二千未満		二八五、五七五	二九二、一七五
二千未満以上 三千未満		三八八、三八二	三九七、三五八
三千未満以上 五千人未満		四九一、一八九	五〇二、五四一

臣が定める額を加算する。
 (開票所経費)
 第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票所の定員 数	投票の翌日 開票所の定員 数	平日	休日
千人未満		二四三、三〇七 円	二四七、四六七 円
千人未満以上 二千未満		三四七、七八八	三五四、二八八
二千未満以上 三千未満		四六一、五四一	四七〇、三八一
三千未満以上 五千未満		五六六、四二二	五七七、六〇二
五千未満以上 一万未満		六八〇、五三一	六九四、〇五一
一万未満以上 一万五千未満		七八五、〇六七	八〇〇、九二七
一万五千未満以上 二万未満		九二二、二四八	九四〇、九六八
二万未満以上 三万未満		一、〇八九、九九五	一、一一二、三五五
三万未満以上 三万人以上		一、二二二、九六三	一、二四七、一四三

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の定員 数	投票の翌日 開票所の定員 数	平日	休日
千人未満		一八〇、一二二 円	一八四、二七二 円
千人未満以上 二千未満		二八一、四二五	二八七、九二五
二千未満以上 三千未満		三八二、七三八	三九一、五七八
三千未満以上 五千人未満		四八四、〇五一	四九五、二三一

開票の当日 投票の当日 市区の選挙 区別の数	平	休
一五千人未満	五九三、九九六	六〇七、七二四
一万五千人以上 二万人未満	六九六、八〇三	七一一、九〇七
一万五千人以上 二万人未満	八二二、四五六	八四一、四六四
二万人未満	九八二、三七八	一、〇〇五、〇八二
三万人未満	一、〇六二、三三九	一、〇八六、八九一

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の当日 投票の当日 市区の選挙 区別の数	平	休
千人未満	二五五、五三七	二五九、七六一
二千人未満	三六六、二九五	三七二、八九五
二千人以上 三千人未満	四八六、四三〇	四九五、四〇六
三千人以上 五千人未満	五九七、五八七	六〇八、九三九
五千人以上 一万人未満	七一一、〇八〇	七三一、八〇八
一万人以上 一万五千人未満	八二八、八九二	八四四、九九六
一万五千人以上 二万人未満	九七三、八四八	九九二、八五六
二万人以上 三万人未満	一、一五一、七八八	一、一七四、四九二
三万人以上	一、二九三、九四九	一、三一八、五〇一

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票の当日 投票の当日 市区の選挙 区別の数	平	休
---------------------------------	---	---

開票の当日 投票の当日 市区の選挙 区別の数	平	休
一五千人未満	五八五、三六四	五九八、八八四
一万五千人以上 二万人未満	六八六、六七七	七〇二、五三七
一万五千人以上 二万人未満	八一〇、五〇四	八二九、二二四
二万人未満	九六八、一〇二	九九〇、四六二
三万人未満	一、〇四六、九〇一	一、〇七一、〇八一

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の当日 投票の当日 市区の選挙 区別の数	平	休
千人未満	二五一、六一一	二五五、七七一
二千人未満	三六〇、七六三	三六七、二六三
二千人以上 三千人未満	四七九、一八七	四八八、〇二七
三千人以上 五千人未満	五八八、七三九	五九九、九一九
五千人以上 一万人未満	七〇七、五一九	七二一、〇三九
一万人以上 一万五千人未満	八一六、七二六	八三二、五八六
一万五千人以上 二万人未満	九五九、六一六	九七八、三三六
二万人以上 三万人未満	一、一三四、六二九	一、一五六、九八九
三万人以上	一、二七一、一三〇	一、二九五、四一〇

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票の当日 投票の当日 市区の選挙 区別の数	平	休
---------------------------------	---	---

開票日 平 日	休 日
千人未満	一九一、二〇〇円
千人未満以上	一九五、四二四円
二千人未満	二九八、七五〇
二千人未満以上	三〇五、三五〇
三千人未満	四〇六、三〇〇
三千人未満以上	四一五、二七六
五千人未満	五一三、八五〇
五千人未満以上	五二五、二〇二
一万人未満	六二一、四〇〇
一万人未満以上	六三五、一二八
一万五千人未満	七二八、九五〇
一万五千人以上	七四五、〇五四
二万人未満	八六〇、四〇〇
二万人未満以上	八七九、四〇八
三万人未満	一、〇二七、七〇〇
三万人以上	一、〇五〇、四〇四
	一、一三五、九〇二

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票日 平 日	休 日
千人未満	六四、三三七円
千人未満以上	二三五、一五三円
二千人未満	六七、五四五
二千人未満以上	三三四、四四五
三千人未満	八〇、一三〇
三千人未満以上	四四三、一一四
五千人未満	八三、七三七
五千人未満以上	五四二、八〇五
一万人未満	九六、六八〇
一万人未満以上	六五一、八三二
一万五千人未満	九九、九四二
一万五千人以上	七五一、一七八
二万人未満	一一三、四四八
二万人未満以上	八八二、一二〇
三万人未満	一二四、〇八八
三万人以上	一、〇四二、二二四
	一、一七五、四六七

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令

開票日 平 日	休 日
千人未満	一八八、四一六円
千人未満以上	一九二、五七六円
二千人未満	二九四、四〇〇
二千人未満以上	三〇〇、九〇〇
三千人未満	四〇〇、三八四
三千人未満以上	四〇九、二二四
五千人未満	五〇六、三六八
五千人未満以上	五一七、五四八
一万人未満	六一二、三五二
一万人未満以上	六二五、八七二
一万五千人未満	七一八、三三六
一万五千人以上	七三四、一九六
二万人未満	八四七、八七二
二万人未満以上	八六六、五九二
三万人未満	一、〇二二、七三六
三万人以上	一、〇三五、〇九六
	一、一八九、三四八

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票日 平 日	休 日
千人未満	六三、一九五円
千人未満以上	二三一、五三一円
二千人未満	六六、三六三
二千人未満以上	三二九、三八八
三千人未満	七八、八〇三
三千人未満以上	四三六、五一七
五千人未満	八二、三七一
五千人未満以上	五三四、七七四
一万人未満	九五、一六七
一万人未満以上	六四二、二五九
一万五千人未満	九八、三九〇
一万五千人以上	七四〇、一七一
二万人未満	一一一、七四四
二万人未満以上	八六九、二五六
三万人未満	一二一、八九三
三万人以上	一、〇二六、六九九
	一、一五四、五一五

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令

で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金 額
千人未満	一七〇、八一六円
二千人未満	二六六、九〇〇
三千人未満	三六二、九八四
四千人未満	四五九、〇六八
五千人未満	五五五、一五二
一万人未満	六五一、二三六
一万五千人未満	七六八、六七二
二万人未満	九一八、一三六
三万人以上	九九二、八六八

7 参議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票区の選挙人の数	平日	休日
千人未満	二四七、一〇五円	二五一、三二九円
二千人未満	三五三、一一〇	三五九、七二〇
三千人未満	四六八、五一二	四七七、四八八
五千人未満	五七四、九二六	五八六、二七八
一万人未満	六九〇、六七六	七〇四、四〇四
一万人以上	七九六、七四五	八一二、八四九

で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金 額
千人未満	一六八、三三六円
二千人未満	二六三、〇二五
三千人未満	三五七、七一四
四千人未満	四五二、四〇三
五千人未満	五四七、〇九二
一万人未満	六四一、七八一
一万五千人未満	七五七、五一二
二万人未満	九〇四、八〇六
三万人以上	九九八、四五三

7 参議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票区の選挙人の数	平日	休日
千人未満	二四三、三〇七円	二四七、四六七円
二千人未満	三四七、七八八	三五四、二八八
三千人未満	四六一、五四一	四七〇、三八一
五千人未満	五六六、四二二	五七七、六〇二
一万人未満	六八〇、五三一	六九四、〇五一
一万人以上	七八五、〇六七	八〇〇、九二七

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の 地区の選数	投票の当日 の額	平 日	休 日
一万五千人以上	九三五、九〇四	九五四、九一二	
三万人未満以上	一、〇〇六、四六六	一、一二九、一七〇	
三万人以上	一、二四四、九三八	一、二六九、四九〇	

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票所の 地区の選数	投票の当日 の額	平 日	休 日
千人未満	一八二、七六八 円	一八六、九九二 円	
千人未満以上	二八五、五七五	二九二、一七五	
二千人未満以上	三八八、三八二	三九七、三五八	
三千人未満以上	四九一、一八九	五〇二、五四一	
五千人未満以上	五九三、九九六	六〇七、七二四	
一万五千人未満以上	六九六、八〇三	七一一、九〇七	
一万五千人未満以上	八二二、四五六	八四一、四六四	
二万人未満以上	九八二、三七八	一、〇〇五、〇八二	
三万人以上	一、〇六二、三三九	一、〇八六、八九一	

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の 地区の選数	投票の当日 の額	平 日	休 日
一万五千人以上	九二二、二四八	九四〇、九六八	
三万人未満以上	一、〇八九、九九五	一、一一二、三五五	
三万人以上	一、二二二、九六三	一、二四七、一四三	

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票所の 地区の選数	投票の当日 の額	平 日	休 日
千人未満	一八〇、一一二 円	一八四、二七二 円	
千人未満以上	二八一、四二五	二八七、九二五	
二千人未満以上	三八二、七三八	三九一、五七八	
三千人未満以上	四八四、〇五一	四九五、二三一	
五千人未満以上	五八五、三六四	五九八、八八四	
一万五千人未満以上	六八六、六七七	七〇二、五三七	
一万五千人未満以上	八一〇、五〇四	八二九、二二四	
二万人未満以上	九六八、一〇二	九九〇、四六二	
三万人以上	一、〇四六、九〇一	一、〇七一、〇八一	

開票所の 地区の選数	投票の当日 の額	平 日	休 日
千人未満	二五五、五三七 円	二五九、七六一 円	
二千人未満以上	三六六、二九五	三七二、八九五	

開票所の 地区の選数	投票の当日 の額	平 日	休 日
千人未満	二五一、六一一 円	二五五、七七一 円	
二千人未満以上	三六〇、七六三	三六七、二六三	

選挙の翌日 開票の翌日 区別の 票人の数	平日	休日
三千人未満	四八六、四三〇	四九五、四〇六
三千人以上未満	五九七、五八七	六〇八、九三九
五千人未満	七一八、〇八〇	七三一、八〇八
一万人以上未満	八二八、八九二	八四四、九九六
一万五千人以上 二万人未満	九七三、八四八	九九二、八五六
二万人以上 三万人未満	一、一五一、七八八	一、一七四、四九二
三万人以上	一、二九三、九四九	一、三二八、五〇一

10 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

選挙の翌日 開票の翌日 区別の 票人の数	平日	休日
千人未満	一九一、二〇〇円	一九五、四二四円
二千人以上未満	二九八、七五〇	三〇五、三五〇
三千人以上未満	四〇六、三〇〇	四一五、二七六
五千人以上未満	五一三、八五〇	五二五、二〇二
一万人以上未満	六二一、四〇〇	六三五、一二八
一万五千人以上 二万人未満	七二八、九五〇	七四五、〇五四
二万人以上 三万人未満	八六〇、四〇〇	八七九、四〇八
三万人以上	一、一一一、三五〇	一、一三五、九〇二

11 参議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙の翌日 開票の翌日 区別の 票人の数	平日	休日
三千人未満	四七九、一八七	四八八、〇二七
三千人以上未満	五八八、七三九	五九九、九一九
五千人未満	七〇七、五一九	七二一、〇三九
一万人以上未満	八一六、七二六	八三三、五八六
一万五千人以上 二万人未満	九五九、六一六	九七八、三三六
二万人以上 三万人未満	一、一三四、六二九	一、一五六、九八九
三万人以上	一、二七一、二三〇	一、二九五、四一〇

10 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

選挙の翌日 開票の翌日 区別の 票人の数	平日	休日
千人未満	一八八、四一六円	一九二、五七六円
二千人以上未満	二九四、四〇〇	三〇〇、九〇〇
三千人以上未満	四〇〇、三八四	四〇九、二二四
五千人以上未満	五〇六、三六八	五一七、五四八
一万人以上未満	六一二、三五二	六二五、八七二
一万五千人以上 二万人未満	七一八、三三六	七三四、一九六
二万人以上 三万人未満	八四七、八七二	八六六、五九二
三万人以上	一、〇九五、一六八	一、一一九、三四八

11 参議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票区の選挙人の数	金 額
千人未満	一七〇、八一六 円
二千人未満	二六六、九〇〇
三千人未満	三六二、九八四
五千人未満	四五九、〇六八
一万人未満	五五五、一五二
一万五千人未満	六五一、二三六
二万人未満	七六八、六七二
三万人未満	九一八、一三六

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票日	開票区別の選挙人の数	平日	休日
千人未満		六四、三三七 円	二三五、一五三 円
二千人未満		六七、五四五	三三四、四四五
三千人未満		八〇、一三〇	四四三、一一四
五千人未満		八三、七三七	五四二、八〇五
一万人未満		九六、六八〇	六五一、八三二
一万五千人未満		九九、九四二	七五一、一七八
二万人未満		一一三、四四八	八八二、一一〇
三万人以上		一二四、〇八八	一、〇四二、二二四
		一八二、五九九	一、一七五、四六七

開票区の選挙人の数	金 額
千人未満	一六八、三三六 円
二千人未満	二六三、〇二五
三千人未満	三五七、七一四
五千人未満	四五二、四〇三
一万人未満	五四七、〇九二
一万五千人未満	六四一、七八一
二万人未満	七五七、五一二
三万人未満	九〇四、八〇六

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票日	開票区別の選挙人の数	平日	休日
千人未満		六三、一九五 円	二三一、五三一 円
二千人未満		六六、三六三	三二九、三八八
三千人未満		七八、八〇三	四三六、五一七
五千人未満		八二、三七一	五四四、七七四
一万人未満		九五、一六七	六四二、二五九
一万五千人未満		九八、三九〇	七四〇、一七一
二万人未満		一一一、七四四	八六九、二五六
三万人以上		一二一、八九三	一、〇二六、六九九
		一七六、〇六二	一、一五四、五一五

13
～
16 (略)

17 市区町村の選挙管理委員会が開票所の事務を行うための設備(次項に規定する機器等を除く。以下この項において同じ。)を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

18 市区町村の選挙管理委員会が専ら開票所の事務を行うための機器等を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費、借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

19 (略)

(選挙会経費及び選挙分会経費)

第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

13 第四条第九項及び第十項の規定は第五項及び第十一項の開票所の事務に従事する者の超過勤務手当費に、同条第十二項の規定は第一項、第三項、第五項、第七項、第九項及び第十一項の開票所の燃料費に、それぞれ準用する。

14 市の開票所で都道府県庁所在地に設けられたもの又は町村の開票所で都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関所在地に設けられたものについては、旅費及び通信費の不要分として、四千八百五十円を減額する。

15 市の開票所が都道府県庁の所在地から、町村の開票所が都道府県の支庁、地方事務所又は認定出先機関からそれぞれ十キロメートル以上離れた地に設けられた場合には、特に要する旅費及び通信費を加算する。

16 開票所が市町村(特別区を含む。)の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。
(新設)

(新設)

17 選挙人の数が三万人以上の開票区の開票所については、第一項から第十五項までの規定によって計算した開票所経費の基準額に三万人を超える数一万人ごとに百分の十五を乗じて得た額を加算する。

(選挙会経費及び選挙分会経費)

第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六五三、六九七円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、一五七、一六八
参議院選挙区選出議員選挙会(参議院合同選挙区選挙(公職選挙法第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下同じ。))にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会)及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、一八一、一三八
参議院選挙区選出議員選挙会(参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。)	一、一一八、九八四

2 (略)

3 選挙会又は選挙分会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、燃料費として、三万七千七百五十二円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における選挙会又は選挙分会については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては六万三千五百四円、二級地にあつては五万五千八百八十四円、三級地にあつては五万四千二百九十六円、四級地にあつては四万三千八百十八円をそれぞれ加算するものとする。

(選挙公報発行費)

第七条 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げる額に当該都道府県の世帯数を乗じて得た額とする。

選挙	都道府県の世帯数		選挙	
	一	三十万未満	円	銭
衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	都及び大都市のある道府県	その他の県	四五円	九四銭
	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙		一六円	九〇銭

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六六五、六八三円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、二〇六、四六七
参議院選挙区選出議員選挙会(参議院合同選挙区選挙(公職選挙法第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下同じ。))にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会)及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、二八〇、三六五
参議院選挙区選出議員選挙会(参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。)	一、二一六、〇一一

2

政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会にあつては四十二万八千六百三十四円、衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては六十万九千八百八十円、参議院選挙区選出議員選挙会(参議院合同選挙区選挙にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会)及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては百十万八千九百六十七円、参議院選挙区選出議員選挙会(参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。))にあつては六十七万六千七百七十八円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。

3 選挙会又は選挙分会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、燃料費として、三万七百八十円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における選挙会又は選挙分会については、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、一級地にあつては六万五千六百六十円、二級地にあつては五万四千七百七十三円、三級地にあつては五万二千六百三十四円、四級地にあつては四万二千四百七十六円をそれぞれ加算するものとする。

(選挙公報発行費)

第七条 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げる額に当該都道府県の世帯数を乗じて得た額とする。

選挙	都道府県の世帯数		選挙	
	一	三十万未満	円	銭
衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	都及び大都市のある道府県	その他の県	四五円	一二銭
	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙		一七円	九五銭

二	三十万以上 四十万未満					
三	四十万以上 五十万未満		一			
四	五十万以上 七十万未満	四四	四六			
五	七十万以上 百万未満	四三	八〇			
六	百万以上	四一	五五			
				四一	四五	
				四〇	九九	
				一五	一六	
				〇八	三七	
				八二	七九	

2
2
4
(略)

(候補者氏名等揭示費)
 第八条 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げるとおりとする。

候補者数	金	額
十四人未満		四一円
十四人以上 二十七日未満		五九
二十七日以上		八九

2 衆議院比例代表選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げる額(候補者数が三百五十人以上の場合には、三百五十人を超える数五十人ごとに四十八円を加算した額)とする。

二	三十万以上 四十万未満					
三	四十万以上 五十万未満		一			
四	五十万以上 七十万未満	四二	六三			
五	七十万以上 百万未満	四二	一六			
六	百万以上	三九	五七			
				三九	四三	
				四二	六三	
				一六	一七	
				一六	二九	
				九七	五〇	
				六四		

2 前項の表のうち第一号から第五号までに属する都道府県の選挙公報発行費の基本額は、当該各号の世帯数の幅の直近上位の各号に属する都道府県における選挙公報発行費の基本額を超えることができない。
 3 都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市役所が都道府県庁から、町村役場が都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関から、それぞれ十キロメートル以上離れた地にある場合には、特に要する通信費を加算する。
 4 人口密度が希薄なために選挙公報の配付に特に経費を要する町村については、総務大臣が定めた額を加算する。

(候補者氏名等揭示費)
 第八条 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げるとおりとする。

候補者数	金	額
十四人未満		四一円
十四人以上 二十七日未満		五八
二十七日以上		八八

2 衆議院比例代表選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げる額(候補者数が三百五十人以上の場合には、三百五十人を超える数五十人ごとに四十七円を加算した額)とする。

候補者数	金額
百人未満	二七円
百五十人以上未満	一八四
二百五十人以上未満	二三二
三百五十人以上未満	二八一
三百五十人以上	四二三

3 参议院比例代表選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等掲示費の基本額は、一票区について次の表に掲げる額（候補者数が三百五十人以上の場合には、三百五十人を超える数五十人ごとに二十三円を加算した額）とする。

候補者数	金額
百人未満	六四円
百五十人以上未満	九三
二百五十人以上未満	一一六
三百五十人以上未満	一四一
三百五十人以上	一八八
三百五十人以上	二二二

候補者数	金額
百人未満	二五円
百五十人以上未満	一八二
二百五十人以上未満	二二九
三百五十人以上未満	二七八
三百五十人以上	四一八

3 参议院比例代表選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等掲示費の基本額は、一票区について次の表に掲げる額（候補者数が三百五十人以上の場合には、三百五十人を超える数五十人ごとに二十三円を加算した額）とする。

候補者数	金額
百人未満	六三円
百五十人以上未満	九二
二百五十人以上未満	一一五
三百五十人以上未満	一三九
三百五十人以上	一八六
三百五十人以上	二〇九

4・5 (略)

6 衆議院比例代表選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について次の表に掲げる額とする。

衆議院名簿届出政党等の数	金 額
十 四 未 満	四一円
二十 四 以 上	五九
二十 七 以 上	八九

7 (略)

4 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における共通投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の共通投票所について一の投票区の第一項の規定による基本額に相当する額とし、衆議院比例代表選出議員の選挙における共通投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の共通投票所について一の投票区の第二項の規定による基本額に相当する額とし、参議院比例代表選出議員の選挙における共通投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の共通投票所について一の投票区の前項の規定による基本額に相当する額とする。

5 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について一の投票区の第一項の規定による基本額に相当する額とし、参議院比例代表選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について一の投票区の第三項の規定による基本額に相当する額とする。

6 衆議院比例代表選出議員の選挙における期日前投票所の候補者氏名等揭示費の基本額は、一の期日前投票所について次の表に掲げる額とする。

衆議院名簿届出政党等の数	金 額
十 四 未 満	四一円
二十 四 以 上	五八
二十 七 以 上	八八

7 前二項の規定は、不在者投票管理者（公職選挙法第七十五条第二項の規定に基づく政令で定めるものに限る。）の管理する投票を記載する場所の候補者氏名等揭示費の基本額に準用する。ただし、当該投票を記載する場所の属する市区町村の区域が二以上の衆議院小選挙区選出議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における衆議院小選挙区選出議員の選挙に係る当該投票を記載する場所の候補者氏名等揭示費の基本額は、各選挙区に属する一の投票区の第一項の規定によ

(演説会施設公営費)

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開催の時	金 額
夜間(午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。)	二五、六七五
休 日	二六、九九二

2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千四百七十六円、休日にあつては一万七千七百九十三円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 5 (略)

6 演説会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、燃料費として、四百二十三円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における演説会場については、当該寒冷地手当の支給地域

る基本額に相当する額を合算した額とする。

(演説会施設公営費)

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開催の時	金 額
夜間(午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。)	二四、七九二
休 日	二六、〇九一

2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千二百三十六円、休日にあつては一万七千五百三十五円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 演説会を夜間に開催する場合において臨時に電球の取付けを必要とするときは、演説会場の施設の面積が百六十五平方メートル未満のものにあつては七十二円、百六十五平方メートル以上三百三十平方メートル未満のものにあつては百三十三円、三百三十平方メートル以上四百九十五平方メートル未満のものにあつては百五十一円、四百九十五平方メートル以上のものにあつては二百五十九円をそれぞれ加算する。

4 前項の場合において配線の必要があるときは、四百三十六円を加算する。ただし、当該演説会が開催される建物に電灯設備があり、かつ、その場所を使用する集会において臨時に電灯施設の取付けをするのとを例とする場合に限るものとする。

5 拡声機の設備がある演説会場又はその場所を使用する集会において臨時に拡声機の取付けをすることを例とする演説会場において拡声機を使用して演説会を開催するときは、その拡声機の使用料として五百四十円を加算する。

6 演説会が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、燃料費として、四百十円を加算する。ただし、寒冷地手当を支給する地域における演説会場については、当該寒冷地手当の支給地域

の区分に応じ、一級地にあつては八百四十六円、二級地にあつては七百四十四円、三級地にあつては七百二十三円、四級地にあつては五百八十四円をそれぞれ加算するものとする。

7 (略)

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費（啓発宣伝の経費を含む。）の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選挙人の数若しくは世帯数、投票所の数若しくは開票所の数又は地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

区分	衆議院議員選挙	
	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの 一、一九四九、六一九	選挙人の数が五十万人未満のもの 一、三〇七、七〇二
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの 一、二、七二七、一九五	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの 一、六、五五九、六一九
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの 二、九二七、一〇二	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの 二、九、一〇三、二〇七
	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの 四、九五〇、六八九	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの 三、四三〇、七二〇
	選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未満のもの 八、一八七、六九八	選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未満のもの 六、九八七、九三〇
	選挙人の数が五百五十万人以上二百万人未満のもの 一、二九、四五七、一五五	選挙人の数が五百五十万人以上二百万人未満のもの 一、一、〇七三、九二〇
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの 四、一九五、五九二	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの 三、四八〇、三九〇
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの 九、四七四、四三三	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの 七、四七二、四二〇
	選挙人の数が三百万人以上のもの 一、二、九八三、五八六	選挙人の数が三百万人以上のもの 一、一、〇三三、六二〇
都道府県の支庁又は地方事務所	一、五九八、九二二	一、一〇九、三二二
大都市	一、〇三三、六二〇	一、〇三三、六二〇
市	選挙人の数が五万人未満のもの 一、〇三三、六二〇	選挙人の数が五万人未満のもの 一、〇三三、六二〇
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの 七、二五九、七九六	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの 六、九八七、七九六
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの 九、九二九、九〇〇	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの 八、四七三、九〇〇
	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの 一、一、三三〇、七二五	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの 一、〇、七三〇、七二五
	選挙人の数が二十万人以上三万人未満のもの 四、二二九、七四九	選挙人の数が二十万人以上三万人未満のもの 三、八八七、七四九
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの 四、二二九、七四九	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの 三、八八七、七四九
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの 六、六六九、九〇〇	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの 五、九二九、九〇〇
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの 九、五八七、三二七	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの 八、九二七、三二七
	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの 一、二、九三三、四九八	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの 一、〇、九二七、四九八
	選挙人の数が二十万人以上三万人未満のもの 三、二〇七、七〇二	選挙人の数が二十万人以上三万人未満のもの 三、二〇七、七〇二
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの 三、二〇七、七〇二	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの 三、二〇七、七〇二
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの 五、五五九、六一九	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの 五、五五九、六一九
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの 八、一〇七、七〇二	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの 八、一〇七、七〇二
	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの 一、一、三三〇、七二五	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの 一、一、三三〇、七二五
町	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの 一、〇三三、六二〇	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの 一、〇三三、六二〇
村	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの 一、〇三三、六二〇	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの 一、〇三三、六二〇
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの 一、〇三三、六二〇	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの 一、〇三三、六二〇
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの 一、〇三三、六二〇	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの 一、〇三三、六二〇
	選挙人の数が二万人以上のもの 一、〇三三、六二〇	選挙人の数が二万人以上のもの 一、〇三三、六二〇

の区分に応じ、一級地にあつては八百二十円、二級地にあつては七百二十二円、三級地にあつては七百一円、四級地にあつては五百六十六円をそれぞれ加算するものとする。

7 演説会場の施設について使用料の定めがある場合において、その料金が演説会開催のために必要な施設の費用を含むときは、その料金を基本額とする。

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費（啓発宣伝の経費を含む。）の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選挙人の数若しくは世帯数、投票所の数若しくは開票所の数又は地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

区分	衆議院議員選挙	
	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの 一、七五〇、六三〇	選挙人の数が五十万人未満のもの 一、三〇七、七〇二
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの 二、一、五五九、六一九	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの 一、六、五五九、六一九
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの 二、九二七、一〇二	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの 二、九、一〇三、二〇七
	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの 四、九五〇、六八九	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの 三、四三〇、七二〇
	選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未満のもの 八、一八七、六九八	選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未満のもの 六、九八七、九三〇
	選挙人の数が五百五十万人以上二百万人未満のもの 一、二九、四五七、一五五	選挙人の数が五百五十万人以上二百万人未満のもの 一、一、〇七三、九二〇
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの 四、一九五、五九二	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの 三、四八〇、三九〇
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの 九、四七四、四三三	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの 七、四七二、四二〇
	選挙人の数が三百万人以上のもの 一、二、九八三、五八六	選挙人の数が三百万人以上のもの 一、一、〇三三、六二〇
都道府県の支庁又は地方事務所	一、五九八、九二二	一、一〇九、三二二
大都市	一、〇三三、六二〇	一、〇三三、六二〇
市	選挙人の数が五万人未満のもの 一、〇三三、六二〇	選挙人の数が五万人未満のもの 一、〇三三、六二〇
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの 七、二五九、七九六	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの 六、九八七、七九六
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの 九、九二九、九〇〇	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの 八、四七三、九〇〇
	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの 一、一、三三〇、七二五	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの 一、〇、七三〇、七二五
	選挙人の数が二十万人以上三万人未満のもの 四、二二九、七四九	選挙人の数が二十万人以上三万人未満のもの 三、八八七、七四九
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの 四、二二九、七四九	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの 三、八八七、七四九
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの 六、六六九、九〇〇	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの 五、九二九、九〇〇
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの 九、五八七、三二七	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの 八、九二七、三二七
	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの 一、二、九三三、四九八	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの 一、〇、九二七、四九八
	選挙人の数が二十万人以上三万人未満のもの 三、二〇七、七〇二	選挙人の数が二十万人以上三万人未満のもの 三、二〇七、七〇二
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの 三、二〇七、七〇二	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの 三、二〇七、七〇二
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの 五、五五九、六一九	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの 五、五五九、六一九
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの 八、一〇七、七〇二	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの 八、一〇七、七〇二
	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの 一、一、三三〇、七二五	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの 一、一、三三〇、七二五
町	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの 一、〇三三、六二〇	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの 一、〇三三、六二〇
村	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの 一、〇三三、六二〇	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの 一、〇三三、六二〇
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの 一、〇三三、六二〇	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの 一、〇三三、六二〇
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの 一、〇三三、六二〇	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの 一、〇三三、六二〇
	選挙人の数が二万人以上のもの 一、〇三三、六二〇	選挙人の数が二万人以上のもの 一、〇三三、六二〇

町 村	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	二〇〇、九〇九	九四、九〇〇
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	二二七、七六〇	一七〇、八二〇
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	三二一、六六〇	二四六、七四〇
	選挙人の数が十五万人以上のもの	三三六、二二〇	二六五、七二〇
	選挙人の数が千人未満のもの	一、一一	一、一一
	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	一、一一	一、一一
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	一、一一	一、一一
選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	五六、九四〇	三七、九六〇	
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	七五、九二〇	五八、九四〇	
選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	七五、九二〇	五八、九四〇	
選挙人の数が二万人以上のもの	七五、九二〇	五八、九四〇	

4 選挙が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、都道府県にあつては一万二千七百一円、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村にあつては六千三百五十円をそれぞれ加算する。ただし、都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所、区役所又は町村役場が寒冷地手当を支給する地域にある場合には、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、次の表に掲げる額を加算するものとする。

都道府県、市町村等 寒冷地手当 の支給地域	都道府県	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
一 級 地	二五、四〇二円	一一、七〇〇円
二 級 地	二二、三五四	一、一七六
三 級 地	二一、七一九	一〇、八五九
四 級 地	一七、五二七	八、七六三

5
11 (略)

町 村	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	二二〇、九〇九	九三、三三〇
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	二二四、四四八	一六八、三三六
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	三三三、五七六	二四三、一五二
	選挙人の数が十五万人以上のもの	三三三、三七六	二六八、二四六
	選挙人の数が千人未満のもの	一、一一	一、一一
	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	一、一一	一、一一
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	一、一一	一、一一
選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	五六、一一二	三七、四〇八	
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	七四、八一六	五八、一一二	
選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	七四、八一六	五八、一一二	
選挙人の数が二万人以上のもの	七四、八一六	五八、一一二	

4 選挙が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、都道府県にあつては一万二千三百十二円、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村にあつては六千五百十六円をそれぞれ加算する。ただし、都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所、区役所又は町村役場が寒冷地手当を支給する地域にある場合には、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、次の表に掲げる額を加算するものとする。

都道府県、市町村等 寒冷地手当 の支給地域	都道府県	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
一 級 地	二四、六二四円	一一、三二二円
二 級 地	二一、六六九	一〇、八三五
三 級 地	二一、〇五四	一〇、五二七
四 級 地	一六、九九一	八、四九五

5 都道府県庁にあつては東京と、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所又は特別区の区役所にあつては都道府県庁と、大都市の区役所にあつては市役所と、町村役場にあつては都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関との間の旅費及び通信費で基本額に含めるものは、距離に応じて増減することができる。

6 支庁、地方事務所及び認定出先機関のない都道府県については、前各項の規定によつて計算した経費の基準額に百分の二十を乗じて得た額を加算する。

7 選挙人の数が十五万人以上の市及び区については、第一項から第五項までの規定によつて計算した経費の基準額に十五万人を超える数五

万人ごとに百分の二十を乗じて得た額を加算する。

8 市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿又は在外選挙人名簿の抄本を作成する場合には、その作成に要する経費として、公職選挙法第十二条第一項若しくは第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国会議員の選挙等の期日の直前の日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数又は国会議員の選挙の期日の公示若しくは告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数に応じ総務大臣が定める額を加算する。

9 市区町村の選挙管理委員会が投票所入場券を郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者による同条第二項に規定する信書便（以下この項において「信書便」という。）により送付する場合又は市区町村の選挙管理委員会の委員長が公職選挙法第四十九条の規定による不在者投票若しくは同法第四十九条の二第一項第二号の規定による在外投票に関する書類を郵便若しくは信書便により送付する場合には、特に要する送付経費（同法第四十九条第二項の規定により行われる送付に要する経費を含む。）として総務大臣が定める額を加算する。

10 市区町村の選挙管理委員会が公職選挙法第四十九条第七項から第九項までの規定による事務を行う場合には、当該事務に要する経費として総務大臣が定める額を加算する。

11 特に交通の不便な島について、総務大臣が都道府県又は市区町村の選挙管理委員会において選挙事務のため船舶を借り上げる必要があると認める場合には、当該船舶の借上料を加算する。

（不在者投票特別経費）

第十三条の二 公職選挙法第四十九条第一項の規定により不在者投票管理（市区町村の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者を除く。次項及び第十八条において同じ。）の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、不在者投票をした選挙人一人について千五十円とする。

2 前項の規定による経費を除くほか、同項の不在者投票について、不在者投票管理者が市区町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費の額は、一日につき一万九百円とする。

3・4 （略）

（不在者投票特別経費）

第十三条の二 公職選挙法第四十九条第一項の規定により不在者投票管理（市区町村の選挙管理委員会の委員長たる不在者投票管理者を除く。次項及び第十八条において同じ。）の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、不在者投票をした選挙人一人について七百五十三円とする。

2 前項の規定による経費を除くほか、同項の不在者投票について、不在者投票管理者が市区町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費の額は、一日につき一万七千円とする。

3 公職選挙法第四十九条第四項の規定により不在者投票管理者の管理

(在外選挙特別経費)

第十三条の三 在外選挙に要する経費の額は、公職選挙法第三十条の五
 第一項の規定による在外選挙人名簿の登録の申請をした者一人につ
 て二千八百円（本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請をし
 た者については、五百七十八円）とし、同条第四項の規定による同法
 第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請
 をした者一人について千五百九十八円（本籍地の市区町村の選挙管理
 委員会に当該申請をした者については、千八十八円）とする。

(選挙長等の費用弁償額)

第十四条 選挙長（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議
 員の選挙にあつては選挙分会長、参議院合同選挙区選挙にあつては選
 挙長及び選挙分会長。以下この条において同じ。）、投票管理者、開
 票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人が職務のために要
 する費用の額は、次に掲げるとおりとする。

- 一 選挙長 一日につき 一万八 hundred 円
- 二 投票所の投票管理者 一日につき 一万二千八百円
- 三 共通投票所の投票管理者 一日につき 一万二千八百円
- 四 期日前投票所の投票管理者 一日につき 一万千三百円
- 五 開票管理者 一日につき 一万八 hundred 円
- 六 投票所の投票立会人 一日につき 一万九百円
- 七 共通投票所の投票立会人 一日につき 一万九百円
- 八 期日前投票所の投票立会人 一日につき 九千六百円
- 九 開票立会人 一日につき 八千九百円
- 十 選挙立会人 一日につき 八千九百円

2・3 (略)

する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の
 額は、総務大臣が定める額とする。

4 公職選挙法第四十九条第七項又は第九項の規定により不在者投票管
 理者の管理する場所（同項第二号に定める場所を含む。）において行
 われる不在者投票に要する経費の額は、これらの規定により市区町村
 の選挙管理委員会の委員長に投票をファクシミリ装置を用いて送信す
 るために要する通信料とする。

(在外選挙特別経費)

第十三条の三 在外選挙に要する経費の額は、公職選挙法第三十条の五
 第一項の規定による在外選挙人名簿の登録の申請をした者一人につ
 て千五百十四円（本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請をし
 た者については、四百二十八円）とし、同条第四項の規定による同法
 第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請
 をした者一人について千五百二十二円（本籍地の市区町村の選挙管理
 委員会に当該申請をした者については、七百九十円）とする。

(選挙長等の費用弁償額)

第十四条 選挙長（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議
 員の選挙にあつては選挙分会長、参議院合同選挙区選挙にあつては選
 挙長及び選挙分会長。以下この条において同じ。）、投票管理者、開
 票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人が職務のために要
 する費用の額は、次に掲げるとおりとする。

- 一 選挙長 一日につき 一万六 hundred 円
- 二 投票所の投票管理者 一日につき 一万二千六百円
- 三 共通投票所の投票管理者 一日につき 一万二千六百円
- 四 期日前投票所の投票管理者 一日につき 一万千円
- 五 開票管理者 一日につき 一万六 hundred 円
- 六 投票所の投票立会人 一日につき 一万七 hundred 円
- 七 共通投票所の投票立会人 一日につき 一万七 hundred 円
- 八 期日前投票所の投票立会人 一日につき 九千五百円
- 九 開票立会人 一日につき 八千八百円
- 十 選挙立会人 一日につき 八千八百円

2 選挙長が職務のため旅行するときの費用は、鉄道賃、船賃、車馬賃
 、日当及び宿泊料とし、その額及び支給の方法は、総務大臣の定める

(最高裁判所裁判官国民審査の経費)

第十五条 最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。）に要する経費の額は、国民審査の審査分会の経費の額については、参議院選挙区選出議員の選挙会経費（公職選挙法第五条の六第一項に規定する合同選挙区都道府県にあつては、選挙分会経費）及び参議院比例代表選出議員の選挙分会経費の額の三分の一の額とし、審査公報発行費の額については、参議院選挙区選出議員の選挙公報発行費の額に準ずる額とし、裁判官氏名等揭示費の額については、国民審査に付される裁判官の数が一人の場合には、一票区につき千五百九十三円とし、その数が一人を超える場合には、一人を増すごとに百七十一円を加算した額とする。

2 (略)

(再選挙等の経費)
第十七条 (略)

2 参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院比例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う場合において、前項の規定によりこれらの選挙の執行に要する経費の額を算出するときに於ける第六条第一項又は第二項の規定の適用については、同条第一項の表中「二、一八一、一三八」とあるのは「一、二二八、九一八」と、同条第二項中「百万八千九百六十七円」とあるのは「六十七万六千七十八円」とする。

(事務の区分)
第二十一条 第四条第十五項から第十七項まで、第四条の二第三項から

とすることとする。
3 第一項の費用の額は、第四条から第六条までに規定する経費の基本額中に含めるものとする。

(最高裁判所裁判官国民審査の経費)

第十五条 最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。）に要する経費の額は、国民審査の審査分会の経費の額については、参議院選挙区選出議員の選挙会経費（公職選挙法第五条の六第一項に規定する合同選挙区都道府県にあつては、選挙分会経費）及び参議院比例代表選出議員の選挙分会経費の額の三分の一の額とし、審査公報発行費の額については、参議院選挙区選出議員の選挙公報発行費の額に準ずる額とし、裁判官氏名等揭示費の額については、国民審査に付される裁判官の数が一人の場合には、一票区につき千五百七十四円とし、その数が一人を超える場合には、一人を増すごとに百六十九円を加算した額とする。

2 前項に規定する種目以外の国民審査に要する経費は、衆議院議員の総選挙の経費中に含めるものとする。

(再選挙等の経費)

第十七条 国会議員の再選挙及び補欠選挙並びに国民審査の再審査の執行に要する経費の額は、第四条から第九条まで、第十一条及び第十三条の三から第十五条までの規定によつて算出した経費の額と第十三条（第九項を除く。）の規定によつて算出した経費の額の三分の二に相当する額以内の額との合計額に同条第九項並びに第十三条の二第一項及び第二項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とする。

2 参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院比例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う場合において、前項の規定によりこれらの選挙の執行に要する経費の額を算出するときに於ける第六条第一項又は第二項の規定の適用については、同条第一項の表中「二、二八〇、三六五」とあるのは「一、二七八、二一七」と、同条第二項中「百万八千九百六十七円」とあるのは「六十七万六千七十八円」とする。

(事務の区分)
第二十一条 第四条第十五項、第四条の二第三項から

第六項まで、第四条の三第四項から第六項まで、第五条第十六項から第十八項まで及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五項まで、第四条の三第四項から第六項まで、第五条第十六項及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）（抄）【第二条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案

（事務費）

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費（啓発宣伝の経費を含む。）の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選挙人の数若しくは世帯数、投票所の数若しくは開票所の数又は地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

Table with columns for '区分' (Division), '選挙人の数' (Number of voters), '衆議院議員選挙' (House of Representatives election), and '参議院議員選挙' (Senate election). Rows include '都道府県' (Prefecture) and '市区町村' (City/Town/Village) with various voter count thresholds.

259

（略）

現行

（事務費）

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費（啓発宣伝の経費を含む。）の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選挙人の数若しくは世帯数、投票所の数若しくは開票所の数又は地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

Table with columns for '区分' (Division), '選挙人の数' (Number of voters), '衆議院議員選挙' (House of Representatives election), and '参議院議員選挙' (Senate election). Rows include '都道府県' (Prefecture) and '市区町村' (City/Town/Village) with various voter count thresholds.

2

都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、

町	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上のもの	選挙人の数が二十万人以上のもの
選挙人の数が千人未満のもの	三三三、九九〇	二二二、九九〇	一一一、九九〇
選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	一一一、九九〇	一一一、九九〇	一一一、九九〇
選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	五五、九九〇	五五、九九〇	五五、九九〇
選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	三三、九九〇	三三、九九〇	三三、九九〇
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一六、九九〇	一六、九九〇	一六、九九〇
選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	八、九九〇	八、九九〇	八、九九〇
選挙人の数が二万人以上のもの	八、九九〇	八、九九〇	八、九九〇

4 選挙が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、都道府県にあつては一万二千七百一円、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村にあつては六千三百五十円をそれぞれ加算する。ただし、都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所、区役所又は町村役場が寒冷地手当を支給する地域にある場合には、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、次の表に掲げる額を加算するものとする。

都道府県、市町村等 寒冷地手当 の支給地域	都道府県	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
一級地	二五、四〇二円	一一、七〇〇円
二級地	二二、三五四	一一、一七六
三級地	二一、七一九	一〇、八五九
四級地	一七、五二七	八、七六三

5 都道府県庁にあつては東京と、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所又は特別区の区役所にあつては都道府県庁と、大都市の区役所にあつては市役所と、町村役場にあつては都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関との間の旅費及び通信費で基本額に含めるものは、距離に応じて増減することができる。

6 支庁、地方事務所及び認定出先機関のない都道府県については、前各項の規定によつて計算した経費の基準額に百分の二十を乗じて得た額を加算する。

7 選挙人の数が十五万人以上の市及び区については、第一項から第五項までの規定によつて計算した経費の基準額に十五万人を超える数五万人ごとに百分の二十を乗じて得た額を加算する。

<p>12 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>10 都道府県の選挙管理委員会が中央選挙管理会の所在地において公職選挙法第百六十九条第二項の送付を受ける場合には、特に要する旅費を加算する。</p>	<p>8 市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿又は在外選挙人名簿の抄本を作成する場合には、その作成に要する経費として、公職選挙法第二十二條第一項若しくは第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国会議員の選挙等の期日の直前の日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数又は国会議員の選挙の期日の公示若しくは告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数に応じ総務大臣が定める額を加算する。</p> <p>9 市区町村の選挙管理委員会が投票所入場券を郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二條第六項に規定する一般信書事業者若しくは同條第九項に規定する特定信書事業者による同條第二項に規定する信書便（以下この項において「信書便」という。）により送付する場合又は市区町村の選挙管理委員会の委員長が公職選挙法第四十九条の規定による不在者投票若しくは同法第四十九条の二第一項第二号の規定による在外投票に関する書類を郵便若しくは信書便により送付する場合には、特に要する送付経費（同法第四十九条第二項の規定により行われる送付に要する経費を含む。）として総務大臣が定める額を加算する。（新設）</p> <p>10 市区町村の選挙管理委員会が公職選挙法第四十九条第七項から第九項までの規定による事務を行う場合には、当該事務に要する経費として総務大臣が定める額を加算する。</p> <p>11 特に交通の不便な島について、総務大臣が都道府県又は市町村の選挙管理委員会において選挙事務のため船舶を借り上げる必要があると認める場合には、当該船舶の借上料を加算する。</p>
--	--

改正案

現行

<p>第六章 投票</p> <p>(投票管理者)</p> <p>第三十七条 (略)</p> <p>2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。</p> <p>3、5 (略)</p> <p>6 投票管理者は、選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。</p> <p>7 (略)</p>	<p>第六章 投票</p> <p>(投票管理者)</p> <p>第三十七条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。</p> <p>2 投票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。</p> <p>3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。</p> <p>4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。</p> <p>5 投票管理者は、投票に関する事務を担当する。</p> <p>6 投票管理者は、当該選挙の選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。</p> <p>7 市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、政令で定めるところにより一以上の投票区を指定し、当該指定した投票区の投票管理者に、政令で定めるところにより、当該投票区以外の投票区に属する選挙人がした第四十九条の規定による投票に関する</p>
--	--

る事務のうち政令で定めるものを行わせることができる。

(投票立会人)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

2 投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になつても二人に達しないとき又はその後二人に達しなくなつたときは、投票管理者は、選挙権を有する者の中から二人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせなければならない。

3 5 (略)

(共通投票所)

第四十一条の二 (略)

(投票立会人)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

2 投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になつても二人に達しないとき又はその後二人に達しなくなつたときは、投票管理者は、その投票区における選挙人名簿に登録された者の中から二人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせなければならない。

3 当該選挙の公職の候補者は、これを投票立会人に選任することができない。

4 同一の政党その他の政治団体に属する者は、一の投票区において、二人以上を投票立会人に選任することができない。

5 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(共通投票所)

第四十一条の二 市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認める場合（当該市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合に限る。）には、投票所のほか、その指定した場所に、当該市町村の区域内（衆議院小選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県の議会の議員の選挙において当該市町村が二以上の選挙区に分かれているとき、又は第十五条第六項の規定による選挙区があるときは、当該市町村の区域

254 (略)

5 第一項の規定により共通投票所を設ける場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条第二項	(削る)	(削る)
投票所	(削る)	(削る)
投票所又は共通投票所	(削る)	(削る)

内における当該選挙区の区域内)のいずれの投票区に属する選挙人も投票をすることができる共通投票所を設けることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により共通投票所を設ける場合には、投票所において投票をした選挙人が共通投票所において投票をすること及び共通投票所において投票をした選挙人が投票所又は他の共通投票所において投票をすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 天災その他避けることのできない事故により、共通投票所において投票を行わせることができないときは、市町村の選挙管理委員会は、当該共通投票所を開かず、又は閉じるものとする。

4 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により共通投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。

5 第一項の規定により共通投票所を設ける場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条第二項	第三十七条第二項及び第六項	選挙権	選挙権(共通投票所の投票管理者にあつては、選挙権)
投票所	第三十八条第一項	登録された者	登録された者(共通投票所にあつては、選挙権を有する者)
投票所又は共通投票所			

(略)	
(略)	
(略)	

6～8 (略)

(期日前投票)
第四十八条の二 (略)

(略)	登録された者	登録された者(共通投票所にあつては、選挙権を有する者)
(略)		
(略)		

6 前二条及び第五十八条から第六十条までの規定は、共通投票所について準用する。この場合において、第四十条第一項ただし書中「選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り」とあるのは「必要があると認めるときは」と、「若しくは」とあるのは「若しくは当該時刻を」と、「時刻を四時間以内の範囲内において」とあるのは「時刻を」と読み替えるものとする。

7 第一項の規定により共通投票所を設ける場合において、第五十六条又は第五十七条第一項の規定により投票の期日を定めたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

8 前各項に定めるもののほか、共通投票所に関し必要な事項は、政令で定める。

(期日前投票)
第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にか

5 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三十七

- かわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。
- 一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。
 - 二 用務（前号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。
 - 三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥しよくにあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。
 - 四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。
 - 五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。
 - 六 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、二以上の期日前投票所を設ける場合には、一の期日前投票所において投票をした選挙人が他の期日前投票所において投票をすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 天災その他避けることのできない事故により、期日前投票所において投票を行わせることができないときは、市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を開かず、又は閉じるものとする。
- 4 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により期日前投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。市町村の選挙管理委員会が当該期日前投票所を開く場合も、同様とする。
- 5 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三十七

条第七項及び第五十七條の規定は、適用しない。

(略)	第三十八條第二項		第三十八條第一項	(削る)
(略)	投票所	前二日まで	二人以上五人以下	(削る)
(略)	期日前投票所	の公示又は告示の日	二人	(削る)

6
6
8 (略)

条第七項及び第五十七條の規定は、適用しない。

(略)	第三十八條第二項		第三十八條第一項	第三十七條第二項及び第六項	当該選挙の選挙権	選挙権
(略)	投票所	その投票区における選挙人名簿に登録された者	二人以上五人以下	各投票区における選挙人名簿に登録された者	選挙権を有する者	選挙権を有する者
(略)	期日前投票所	選挙権を有する者	の公示又は告示の日	二人		

6 第三十九條から第四十一條まで及び第五十八條から第六十條までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

第七章 開票

(開票管理者)

第六十一条 (略)

256 (略)

- 7 市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を設ける場合には、当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の選挙人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとする。
- 8 第一項の場合において、投票録の作成の方法その他必要な事項は、政令で定める。

第七章 開票

(開票管理者)

第六十一条 各選挙ごとに、開票管理者を置く。

- 2 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。
- 3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とすることができる。
- 4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とすることができる。
- 5 開票管理者は、開票に関する事務を担当する。
- 6 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有しなくなったときは、その職を失う。

(開票立会人)

第六十二条 公職の候補者（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党（第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）及び公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。）、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等）は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区
の区域の全部又は一部をその区域を含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができ。ただし、同一人を当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることはいできない。

2 前項の規定により届出のあつた者（次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。）が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならぬ。

一 公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。）が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき（第九十一条第二項又は第三百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。） 当該公職の候補者

二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第

(開票立会人)

第六十二条 公職の候補者（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党（第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）及び公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。）、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等）は、当該選挙の各開票区における
選挙人名簿に登録され

た者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができ。ただし、同一人を当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることはいできない。

2 前項の規定により届出のあつた者（次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。）が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならぬ。

一 公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。）が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき（第九十一条第二項又は第三百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。） 当該公職の候補者

二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第

九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき（第九十一条第一項又は第三百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。）

当該候補者届出政党

三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき

当該衆議院名簿届出政党等

四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二十項の規定による却下があつたとき 当該参議院名簿届出政党等

3
37 (略)

九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき（第九十一条第一項又は第三百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。）

当該候補者届出政党

三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき

当該衆議院名簿届出政党等

四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二十項の規定による却下があつたとき。 当該参議院名簿届出政党等

3 同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、三人以上開票立会人となることできない。

4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることできない。

5 第二項又は前項の規定により開票立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が三人以上となつたときは、市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。

6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

7 第二項各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る開票立会人は、その職を失う。

8 都道府県の選挙管理委員会が第十八条第二項の規定により市町村の区

域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を選挙の期日前二日から選挙の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を選挙の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域を含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人以上十人以下の開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同一の政党その他の政治団体に属する者を三人以上選任することができない。

9 第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は開票立会人が選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区の区域の全部又は一部をその区域を含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて三人以上選任することができない。

(新設)

8 第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は

選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区における

選挙人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて三人以上選任することができない。

10| (略)
11| (略)

(開票所の設置)

第六十三条 (略)

(開票の場所及び日時 of 告示)

第六十四条 (略)

第八章 選挙会及び選挙分会

(選挙長及び選挙分会長)

第七十五条 (略)

25 (略)

9| 当該選挙の公職の候補者は、開票立会人となることができない。
10| 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。
い。

(開票所の設置)

第六十三条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(開票の場所及び日時 of 告示)

第六十四条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

第八章 選挙会及び選挙分会

(選挙長及び選挙分会長)

第七十五条 各選挙ごとに、選挙長を置く。

2 衆議院(比例代表選出)議員若しくは参議院(比例代表選出)議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙においては、前項の選挙長を置くほか、都道府県ごとに、選挙分会長を置く。

3 選挙長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)の選任した者をもって、選挙分会長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から都道府県の選挙管理委員会の選任した者をもって、これ

(選挙立会人)

第七十六条 第六十二条(第八項を除く。)の規定は、選挙会及び選挙分会の選挙立会人について準用する。この場合において、同条第一項中「当該選挙の開票区」とに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該選挙の選挙権を有する者(第七十九条第二項の規定により開票の事務を選挙会の事務に併せて行う旨の告示がされた場合にあつては、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者。第九項において同じ。)」と、「期日前三日まで」とあるのは「期日前三日まで(第七十九条第一項に規定する場合にあつては、同条第二項の規定による告示がされた日からその選挙の期日前三日まで)」と、「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長(衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙における選挙分会の選挙立会人については、当該選挙分会長。以下この条において同じ。)」と、同条第二項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長」と、同条第三項中「開票区」とあるのは「選挙会(衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙については、選挙会又は選挙分会。第九項において同じ。)」と、同条第四項から第六項までの規定中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長」と、同条第九項中「又は選挙の

に充てる。

4 選挙長は、選挙会に関する事務を、選挙分会長は、選挙分会に関する事務を、担任する。

5 選挙長及び選挙分会長は、当該選挙の選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。

(選挙立会人)

第七十六条 第六十二条 の規定は、選挙会及び選挙分会の選挙立会人について準用する。この場合において、同条第一項中「当該選挙の各開票区における
選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該選挙の選挙権を有する者(第七十九条第二項の規定により開票の事務を選挙会の事務に併せて行う旨の告示がされた場合にあつては、その開票区における
選挙人名簿に登録された者。第八項において同じ。)」と、「期日前三日まで」とあるのは「期日前三日まで(第七十九条第一項に規定する場合にあつては、同条第二項の規定による告示がされた日からその選挙の期日前三日まで)」と、「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長(衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙における選挙分会の選挙立会人については、当該選挙分会長。以下この条において同じ。)」と、同条第二項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長」と、同条第三項中「開票区」とあるのは「選挙会(衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙については、選挙会又は選挙分会。第八項において同じ。)」と、同条第四項から第六項までの規定中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長」と、同条第八項中「又は選挙の

期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき」とあるのは、「選挙会の期日までに三人に達しなくなつたとき」と、「開票所」とあるのは「選挙会」と、「開票管理者」とあるのは、「当該選挙長」と、「その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該選挙の選挙権を有する者」と、「開票に」とあるのは「選挙会に」と、「市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者」とあるのは「当該選挙長」と読み替えるものとする。

第十三章 選挙運動

(選挙公報の発行)

第六百六十七条 (略)

255 (略)

期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき」とあるのは、「選挙会の期日までに三人に達しなくなつたとき」と、「開票所」とあるのは「選挙会」と、「開票管理者」とあるのは、「当該選挙長」と、「その開票区における選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該選挙の選挙権を有する者」と、「開票に」とあるのは「選挙会に」と、「市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者」とあるのは「当該選挙長」と読み替えるものとする。

第十三章 選挙運動

(選挙公報の発行)

第六百六十七条 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、都道府県の選挙管理委員会は、公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）ごとに、一回発行しなければならない。この場合において、衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙については、公職の候補者の写真を掲載しなければならない。

2 都道府県の選挙管理委員会は、衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載した選挙公報を、参議院（比例代表選出）議員の選挙においては参議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真（第八十六

条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者として

その氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名、経歴及び当選人となるべき順位。次条第三項及び第六十九條第六項において同じ。）等を掲載した選挙公報を、選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）ごとに、一回発行しなければならない。

3 選挙公報は、選挙区ごとに（選挙区がないときは選挙の行われる区域を通じて）、発行しなければならない。

4 特別の事情がある区域においては、選挙公報は、発行しない。

5 前項の規定により選挙公報を発行しない区域は、都道府県の選挙管理委員会が定める。

（掲載文の申請）

第六十八條 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙において公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては、その掲載文及び写真。次条第一項において同じ。）を添付し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日）に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に、文書で申請しなければならない。

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等の掲載を受けようとするときは、その掲載文

条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者として

その氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名、経歴及び当選人となるべき順位。次条第三項及び第六十九條第六項において同じ。）等を掲載した選挙公報を、選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）ごとに、一回発行しなければならない。

3 選挙公報は、選挙区ごとに（選挙区がないときは選挙の行われる区域を通じて）、発行しなければならない。

4 特別の事情がある区域においては、選挙公報は、発行しない。

5 前項の規定により選挙公報を発行しない区域は、都道府県の選挙管理委員会が定める。

（掲載文の申請）

第六十八條 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙において公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては、併せて写真を添付するものとする。）を具し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日）に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に、文書で申請しなければならない。

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等の掲載を受けようとするときは、その掲載文

を添付し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日に、中央選挙管理会に、文書で申請しなければならない。

3 参議院（比例代表選出）議員の選挙において参議院名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を添付し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間に、中央選挙管理会に、文書で申請しなければならない。この場合において、当該参議院名簿届出政党等は、当該掲載文の二分の一以上に相当する部分に、第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者以外の参議院名簿登載者については、各参議院名簿登載者の氏名及び経歴を記載し、又は記録し、並びに写真を貼り付け、又は記録し、同項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者については、その他の参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、各参議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位を記載し、又は記録すること等により、参議院名簿登載者の紹介に努めるものとする。

4 (略)

(選挙公報の発行手続)

第六十九条 参議院合同選挙区選挙について前条第一項の申請があつたときは、参議院合同選挙区選挙管理委員会は、その掲載文の写しをその選挙の期日前十一日までに、合同選挙区都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

を具し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日に、中央選挙管理会に、文書で申請しなければならない。

3 参議院（比例代表選出）議員の選挙において参議院名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を具し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間に、中央選挙管理会に、文書で申請しなければならない。この場合において、当該参議院名簿届出政党等は、当該掲載文の二分の一以上に相当する部分に、第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者以外の参議院名簿登載者については、各参議院名簿登載者の氏名及び経歴を記載し、並びに写真を貼り付け、又は記録し、同項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者については、その他の参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、各参議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位を記載すること等により、参議院名簿登載者の紹介に努めるものとする。

4 前三項の掲載文については、第五百十条の二の規定を準用する。

(選挙公報の発行手続)

第六十九条 参議院合同選挙区選挙について前条第一項の申請があつたときは、参議院合同選挙区選挙管理委員会は、その掲載文の写し二通をその選挙の期日前十一日までに、合同選挙区都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

2 衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙について前条第二項又は第三項の申請があつたときは、中央選挙管理会は、その掲載文の写し^一を衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつてはその選挙の期日前九日までに、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつてはその選挙の期日前十一日までに、都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

3 7 (略)

2 衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙について前条第二項又は第三項の申請があつたときは、中央選挙管理会は、その掲載文の写し^二を衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつてはその選挙の期日前九日までに、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつてはその選挙の期日前十一日までに、都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

3 都道府県の選挙管理委員会は、前条第一項の申請又は前二項の掲載文の写しの送付があつたときは、掲載文又はその写しを、原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。この場合において、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては参議院名簿登載者の数に応じて総務省令で定める寸法により掲載するものとする。

4 衆議院議員の選挙においては、小選挙区選出議員の選挙に係る選挙公報と比例代表選出議員の選挙に係る選挙公報は、別の用紙をもつて発行しなければならない。

5 参議院議員の選挙においては、比例代表選出議員の選挙に係る選挙公報と選挙区選出議員の選挙に係る選挙公報は、別の用紙をもつて発行しなければならない。

6 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員若しくは都道府県知事の選挙について一の用紙に二人以上の公職の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合、衆議院（比例代表選出）議員の選挙について一の用紙に二以上の衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載する場合は参議院（比例代表選出）議員の選挙について一の用紙に二以上の参議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、参議院名簿登載

(選挙公報の配布)

第七十条 (略)

2 (略)

(選挙公報の発行を中止する場合)

第七十一条 (略)

者の氏名、経歴及び写真等を掲載する場合には、その掲載の順序は、都道府県の選挙管理委員会がくじで定める。

7 前条第一項の申請をした公職の候補者若しくはその代理人又は同条第二項若しくは第三項の申請をした衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の代表者若しくはその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(選挙公報の配布)

第七十条 選挙公報は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会が、当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前二日までに、配布するものとする。ただし、第十九条第一項又は第二項の規定により同時に選挙を行う場合においては、第七十二条の二の規定による条例の定める期日までに、配布するものとする。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ、都道府県の選挙管理委員会に届け出て、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによつて、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、市役所、町村役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

(選挙公報の発行を中止する場合)

第七十一条 第一百条第一項から第四項までの規定に該当し投票を行うこ

(選挙公報に関しその他必要な事項)
第七十二条 (略)

(任意制選挙公報の発行)
第七十二条の二 (略)

とを必要としなくなつたとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手續は、中止する。

(選挙公報に関しその他必要な事項)

第七十二条 第六十七条から前条までに規定するもののほか、選挙公報の発行の手續に関し必要な事項は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める。

(任意制選挙公報の発行)

第七十二条の二 都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。)においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、第六十七条から第七十一条までの規定に準じて、条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができる。

改正案				現行			
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>				<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
法律	事務	法律	事務	法律	事務	法律	事務
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）</p>		<p>第四条第十五項から第十七項まで、第四条の二第三項から第六項まで、第四条の三第四項から第六項まで、第五条第十六項から第十八項まで及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>		<p>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）</p>		<p>第四条第十五項、第四条の二第三項から第五項まで、第四条の三第四項から第六項まで、第五条第十六項及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	

改正案	現行
<p>（選挙の投票を行わない場合）</p> <p>第二十五条 公職選挙法第百条第一項の規定により衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票を行わない場合においても、審査は、これを行う。</p> <p>② 前項の場合における審査の投票及び開票に関しては、第十二条第一項、第十三条、第十九条第一項及び第二十条の規定にかかわらず、公職選挙法第三十七条第一項、第二項、第五項及び第七項、第三十九条、第四十一条、第六十一条第一項、第二項及び第五項並びに第六十三条から第六十五条までの規定を準用する。</p> <p>③ 前項の投票 においては、第十二条第二項 の規定にかかわらず、投票管理者 は、審査権を有する 者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人二人 を選任しなければならない。</p> <p>④ 第二項の開票においては、第十九条第二項の規定にかかわらず、開票管理者は、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人三人を選任しなければならない。</p>	<p>（選挙の投票を行わない場合）</p> <p>第二十五条 公職選挙法第百条第一項の規定により衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票を行わない場合においても、審査は、これを行う。</p> <p>② 前項の場合における審査の投票及び開票に関しては、第十二条第一項、第十三条、第十九条第一項及び第二十条の規定にかかわらず、公職選挙法第三十七条第一項、第二項、第五項及び第七項、第三十九条、第四十一条、第六十一条第一項、第二項及び第五項並びに第六十三条から第六十五条までの規定を準用する。</p> <p>③ 前項の投票及び開票においては、第十二条第二項及び第十九条第二項の規定にかかわらず、投票管理者又は開票管理者は、各投票区又は開票区における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人二人又は開票立会人三人を選任しなければならない。</p> <p>（新設）</p>

改 正 案	現 行
<p>（公職選挙法の準用）</p> <p>第九十四条 公職選挙法第八条（特定地域に関する特例）、第十条第二項（被選挙人の年齢の算定方法）、第十七条（投票区）、第十八条（<u>第一項ただし書を除く。</u>）（開票区）、第二十四条、第二十五条、第三十条（選挙人名簿）、第三十三条、第三十四条第一項、第三項、第四項及び第六項（選挙期日）、第六章（投票）（第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、第四十九条第四項から第九項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。）<u>、第七章（開票）（第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第五項まで、第八項ただし書及び第九項ただし書、第六十八条、第六十八条の二第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の三の規定を除く。）</u>、第八章（選挙会及び選挙分会）（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）<u>、第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条第二項（候補者）、第十章（当選人）（第九十五条の二から第九十八条まで、第九十九条の二、第百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第百一条から第百一条の二の二まで並びに第百八条第二項の規定を除く。）</u>、第百十一条第一項及び第二項（欠けた場合の通知）、第百十六條（議員又は当選人が全てない場合の一般選挙）、第百十七條（設置選挙）、第百二十九條、第百三十條、第百三十一條第一項及び第</p>	<p>（公職選挙法の準用）</p> <p>第九十四条 公職選挙法第八条（特定地域に関する特例）、第十条第二項（被選挙人の年齢の算定方法）、第十七条（投票区）、第十八条（<u>第一項ただし書を除く。</u>）（開票区）、第二十四条、第二十五条、第三十条（選挙人名簿）、第三十三条、第三十四条第一項、第三項、第四項及び第六項（選挙期日）、第六章（投票）（第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、第四十九条第四項から第九項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。）<u>、第七章（開票）（第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第五項まで及び第八項ただし書</u><u>、第六十八条、第六十八条の二第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の三の規定を除く。）</u>、第八章（選挙会及び選挙分会）（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）<u>、第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条第二項（候補者）、第十章（当選人）（第九十五条の二から第九十八条まで、第九十九条の二、第百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第百一条から第百一条の二の二まで並びに第百八条第二項の規定を除く。）</u>、第百十一条第一項及び第二項（欠けた場合の通知）、第百十六條（議員又は当選人が全てない場合の一般選挙）、第百十七條（設置選挙）、第百二十九條、第百三十條、第百三十一條第一項及び第</p>

二項、第三百三十二条から第三百三十七条まで、第三百三十七条の三、第三百三十八条、第四百十条の二、第四百四十八条の二、第六百六十一条第一項、第三項及び第四項、第六百六十四条の六、第六百六十六条、第六百七十八条（選挙運動）、第十五章（争訟）（第二百二条第二項、第二百四十二条、第二百五条第五項、第二百六条第二項、第二百八条、第二百九条の二第二項、第二百十一条第二項、第二百十六条及び第二百二十条第四項の規定を除く。）、第十六章（罰則）（第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第一号及び第二号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四、第二百三十五条の六、第二百三十六条第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第四号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十二条の二、第二百四十三条第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十四条第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条から第二百五十条まで、第二百五十一条の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一条の三、第二百五十一条の四、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十五条第三項から第六項まで並びに第二百五十五条の二から第二百五十五条の四までの規定を除く。）、第二百六十四条の二（行政手続法の適用除外）、第二百七十条第一項本文（選挙に関する届出等の時間）、第二百七十条の二（不在者投票の時間）、第二百七十条の三（選挙に関する届出等の期限）、第七十二条（命令への委任）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読

二項、第三百三十二条から第三百三十七条まで、第三百三十七条の三、第三百三十八条、第四百十条の二、第四百四十八条の二、第六百六十一条第一項、第三項及び第四項、第六百六十四条の六、第六百六十六条、第六百七十八条（選挙運動）、第十五章（争訟）（第二百二条第二項、第二百四十二条、第二百五条第五項、第二百六条第二項、第二百八条、第二百九条の二第二項、第二百十一条第二項、第二百十六条及び第二百二十条第四項の規定を除く。）、第十六章（罰則）（第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第一号及び第二号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四、第二百三十五条の六、第二百三十六条第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第四号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十二条の二、第二百四十三条第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十四条第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条から第二百五十条まで、第二百五十一条の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一条の三、第二百五十一条の四、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十五条第三項から第六項まで並びに第二百五十五条の二から第二百五十五条の四までの規定を除く。）、第二百六十四条の二（行政手続法の適用除外）、第二百七十条第一項本文（選挙に関する届出等の時間）、第二百七十条の二（不在者投票の時間）、第二百七十条の三（選挙に関する届出等の期限）、第七十二条（命令への委任）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読

み替えるものとする。

(略)	第七十六条	(略)
(略)	第六十二条(第八項を除く。)	(略)
(略)	第六十二条第一項、第二項、第六項、第七項、第九項本文、第十項及び第十一項	(略)

み替えるものとする。

(略)	第七十六条	(略)
(略)	第六十二条	(略)
(略)	第六十二条第一項、第二項、第六項、第七項、第八項本文、第九項及び第十項	(略)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案 参照条文

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）（抄）…………… 1

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）…………… 2

○日本国憲法（抄）…………… 16

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）…………… 17

○最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）（抄）…………… 18

○漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）…………… 19

○漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）（抄）…………… 19

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会並びに参議院合同選挙区選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費の基準を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「国会議員の選挙等」とは、国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十条の規定による投票をいう。

2 この法律において「大都市」とは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいい、「区」とは、大都市の区及び総合区並びに都の特別区をいう。

3 この法律において「平日」とは、休日以外の日をいい、「休日」とは、地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日をいう。

4 この法律において「認定出先機関」とは、支庁及び地方事務所以外の都道府県の出先機関のうち、そこで国会議員の選挙等の執行に関する事務が行われるもので、総務大臣が当該事務の処理に要する経費を交付する必要があると認定したものをいう。

（日本国憲法第九十五条の規定による投票の経費）

第十六条 日本国憲法第九十五条の規定による投票に要する経費の額は、投票が一又は二以上の市町村（特別区を含む。）の区域にわたって行われる場合においては、第四条から第五条まで及び第十三条（第九項を除く。）の規定によつて算出した参議院議員選挙の執行に要する経費の額の二分の一に相当する額以内の額に同条第九項並びに第十三条の二第一項及び第二項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とし、投票が一又は二以上の都道府県の区域にわたって行われる場合においては、都道府県並びに都道府県の支庁、地方事務所及び認定出先機関については第十三条の規定による参議院議員選挙の執行に要する経費の額の、当該都道府県の区域内に在る市区町村については第四条から第五条まで及び第十三条（第九項を除く。）の規定によつて算出した参議院議員選挙の執行に要する経費の額の、それぞれ二分の一に相当する額以内の額に同条第九項並びに第十三条の二第一項及び第二項の規定によつて算出した経費の額を加算した額とする。

（交付）

第十八条 総務大臣は、第四条から前条までの規定によつて算出した各都道府県の選挙管理委員会及び当該都道府県の区域内に在る市区町村の選挙管理委員会において要する経費並びに不在者投票管理者において要する経費で予算をもつて定められたものを都道府県に交付し、都道府県は、当該都道府県の区域内に在る市町村及び不在者投票管理者において要する経費として交付を受けた額を市町村及び不在者投票管理者に交付するものとする。

2 避けることのできない事故その他特別の事情によつて前項に規定する交付額をもつて国会議員の選挙等を執行すること

ができない都道府県又は市町村に対しては、総務大臣は、前項の交付額の百分の五以内の額（総務大臣と財務大臣との協議がととのつた場合においては、百分の五をこえる額）で別に予算をもつて定められたものの範囲内において、必要な経費を追加して交付することができる。

3 都道府県、市町村又は不在者投票管理者が前二項の規定による交付金をもつて実施すべき国会議員の選挙等の事務の一部を実施することを要しなくなった場合においては、総務大臣は、既に交付した交付金のうちその事務の実施に要する経費に相当する額の全部又は一部を還付させることができる。

（選挙人の意義）

第二十条 この法律（第十三条第八項を除く。）における選挙人の数は、公職選挙法第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国会議員の選挙等の期日の直前の日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数とする。

2 国会議員の選挙の場合においては、前項中「選挙人名簿に登録されている選挙人の数」とあるのは「選挙人名簿に登録されている選挙人の数に当該選挙の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数を加えた数」として、同項の規定を適用する。

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（投票区）

第十七条 投票区は、市町村の区域による。

2 市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる。

3 前項の規定により、投票区を設けたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。

（開票区）

第十八条 開票区は、市町村の区域による。ただし、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙若しくは都道府県の議会の議員の選挙において市町村が二以上の選挙区に分かれているとき、又は第十五条第六項の規定による選挙区があるときは、当該選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

2 都道府県の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、特別の事情があると認めるときに限り、前項の規定にかかわらず、市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設けることができる。

3 前項の規定により開票区を設けたときは、都道府県の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。

（投票管理者）

第三十七条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

- 2 投票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。
- 3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。
- 4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。
- 5 投票管理者は、投票に関する事務を担当する。
- 6 投票管理者は、当該選挙の選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。
- 7 市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、政令で定めるところにより一以上の投票区を指定し、当該指定した投票区の投票管理者に、政令で定めるところにより、当該投票区以外の投票区に属する選挙人がした第四十九条の規定による投票に関する事務のうち政令で定めるものを行わせることができる。

(投票立会人)

- 第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。
- 2 投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になつても二人に達しないとき又はその後二人に達しなくなつたときは、投票管理者は、その投票区における選挙人名簿に登録された者の中から二人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせなければならない。
- 3 当該選挙の公職の候補者は、これを投票立会人に選任することができない。
- 4 同一の政党その他の政治団体に属する者は、一の投票区において、二人以上を投票立会人に選任することができない。
- 5 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(投票所)

第三十九条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(投票所の開閉時間)

第四十条 投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

2 [略]

(共通投票所)

- 第四十一条の二 市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認める場合（当該市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合に限る。）には、投票所のほか、その指定した場所に、当該市町村の区域内（衆議院小選挙区選出議員の選挙若しくは都道府県の議会の議員の選挙において当該市町村が二以上の選挙区に分かれているとき、又は第十五条第六項の規定による選挙区があるときは、当該市町村の区域内における当該選挙区の区域内）のいずれの投票区に属する選挙人も投票をすることができるとする。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により共通投票所を設ける場合には、投票所において投票をした選挙人が共通投票所において投票をすること及び共通投票所において投票をした選挙人が投票所又は他の共通投票所において投票をすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 天災その他避けることのできない事故により、共通投票所において投票を行わせることができないときは、市町村の選挙管理委員会は、当該共通投票所を開かず、又は閉じるものとする。
- 4 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により共通投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。
- 5 第一項の規定により共通投票所を設ける場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十七条第二項及び第六項	選挙権	選挙権（共通投票所の投票管理者にあつては、選挙権）
第三十八条第一項	登録された者	登録された者（共通投票所にあつては、選挙権を有する者）
第三十八条第二項	投票所	投票所又は共通投票所
	登録された者	登録された者（共通投票所にあつては、選挙権を有する者）
第三十八条第四項	投票区	投票所又は一の共通投票所
次条第一項ただし書、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項から第三項まで、	投票所	投票所又は共通投票所

第四十六条の二第一項及び第四十八条第二項		
第五十一条	第六十条	第六十条（第四十一条の二第六項において準用する場合を含む。）
	投票所外	投票所外又は共通投票所外
第五十一条ただし書及び第五十三条第一項	投票所	投票所又は共通投票所
第六十六条第二項	各投票所	各投票所、共通投票所
第三十二条及び第六百六十五条の二	投票所	投票所又は共通投票所
第七十五条第一項	投票所内	投票所内及び共通投票所内
第二百一条の十二第二項	投票所	投票所又は共通投票所

6 前二条及び第五十八条から第六十条までの規定は、共通投票所について準用する。この場合において、第四十条第一項ただし書中「選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さない」と認められる特別の事情のある場合に限りとあるのは「必要があると認めるときは」と、「若しくは」とあるのは「若しくは当該時刻を」と、「時刻を四時間以内の範囲内において」とあるのは「時刻を」と読み替えるものとする。

7 第一項の規定により共通投票所を設ける場合において、第五十六条又は第五十七条第一項の規定により投票の期日を定めたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	場所に、	場所に、選挙の期日においては当該選挙の期日に投票を行う
）の		。以下この項において同じ。）、第五十六条又は第五十七条第一項の規定により定めた投票の期

前項	「時刻を」	日においては当該投票の期日に投票を行う当該市町村の区域内の
		「時刻を」と、前条第二項中「天災その他避けることのできない事故に因り前項」とあるのは「第五十六条又は第五十七条第一項の規定により投票の期日を定めた場合において、前項の規定、次条第六項において準用する第四十一条第二項の規定又はこの項」と、「変更したときは、選挙の当日を除く外」とあるのは「設置する場所若しくは期日を変更し、又は当該共通投票所を設けないこととしたときは」

8 前各項に定めるもののほか、共通投票所に関し必要な事項は、政令で定める。

(期日前投票)

第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四

四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

- 一 職務若しくは業務又は総務省令で定める職務に従事すること。
 - 二 用務(前号の総務省令で定めるものを除く。)又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。
 - 三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労働場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること又は当該地域に滞在をすること。
 - 四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。
 - 五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。
 - 六 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、二以上の期日前投票所を設ける場合には、一の期日前投票所において投票をした選挙人が他の期日前投票所において投票をすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 天災その他避けることのできない事故により、期日前投票所において投票を行わせることができないときは、市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を開かず、又は閉じるものとする。

4 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により期日前投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。市町村の選挙管理委員会が当該期日前投票所を開く場合も、同様とする。

5 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三十七条第七項及び第五十七条の規定は、適用しない。

第三十七條第二項及び第六項	当該選挙の選挙権	選挙権
第三十八條第一項	各投票区における選挙人名簿に登録された者	選挙権を有する者
	二人以上五人以下	二人
	前三日まで	の公示又は告示の日
第三十八條第二項	投票所	期日前投票所
	その投票区における選挙人名簿に登録された者	選挙権を有する者
第三十八條第四項	投票区において、二人以上	期日前投票所において、二人
第四十二條第一項ただし書	選挙の当日投票所	第四十八條の二第一項の規定による投票の日、期日前投票所
第四十五條第一項	選挙の当日、投票所	第四十八條の二第一項の規定による投票の日、期日前投票所
第四十六條第一項から第三項まで及び前條第二項	投票所	期日前投票所
第五十一條	第六十條	第四十八條の二第六項において準用する第六十條

第三十九条	市役所	第五十二条第二項	できない	できない。ただし、前項ただし書の規定により投票箱を開いた場合は、この限りでない
		第五十五条	投票管理者が同時に当該選挙の開票管理者である場合を除くほか、投票管理者は、一人又は数人の投票立会人とともに、選挙の当日 を開票管理者	（以下この条において「投票箱等」という。）を市町村の選挙管理委員会に送致し、当該投票箱等の送致を受けた市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日に、当該投票箱等を開票管理者
第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。				
		第五十二条第一項	投票所 閉鎖しなければ	期日前投票所 閉鎖しなければならない。ただし、翌日において引き続き当該投票箱に投票用紙を入れさせる場合においては、その日の期日前投票所を開くべき時刻になったときは、投票管理者は、当該投票箱を開かなければ
		最後		当該投票の日の最後
		投票所		期日前投票所
		投票所		期日前投票所

	<p>第四十条第一項</p>	<p>午前七時</p>	<p>た期間)、市役所</p>
<p>第四十条第一項ただし書</p>	<p>選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。</p>	<p>次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める措置をとることができる。</p> <p>一 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が一である場合 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。</p> <p>二 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が二以上である場合(午前八時三十分から午後八時までの間において、いずれか一以上の期日前投票所が開いている場合に限る。) 期日前投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を二時間以内の範囲内において繰り下げること。</p>	<p>午前八時三十分</p>
<p>第四十条第二項</p>	<p>通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければ</p>	<p>通知しなければ</p>	<p>の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間)</p>
<p>第四十一条第一項</p>	<p>から少くとも五日前に、投票所</p>	<p>の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間)</p>	<p>の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間)</p>

第四十一条第二項

投票所	
選挙の当日を除く外、市町村	期日前投票所
市町村	

7 市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を設ける場合には、当該市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の選挙人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとする。

8 第一項の場合において、投票録の作成の方法その他必要な事項は、政令で定める。

(投票箱等の送致)

第五十五条 投票管理者が同時に当該選挙の開票管理者である場合を除くほか、投票管理者は、一人又は数人の投票立会人とともに、選挙の当日、その投票箱、投票録、選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本（当該在外選挙人名簿が第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。以下この条及び次条において同じ。）を開票管理者に送致しなければならない。ただし、当該選挙人名簿が第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合で政令で定めるときは選挙人名簿又はその抄本を、当該在外選挙人名簿が第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合で政令で定めるときは在外選挙人名簿又はその抄本を、それぞれ、送致することを要しない。

(繰上投票)

第五十六条 島その他交通不便の地について、選挙の期日に投票箱を送致することができない状況があると認めるときは、都道府県の選挙管理委員会（市町村の議会の議員又は長の選挙については、市町村の選挙管理委員会）は、適宜にその投票の期日を定め、開票の期日までにその投票箱、投票録、選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本を送致させることができる。

(繰延投票)

第五十七条 天災その他避けることのできない事故により、投票所において、投票を行うことができないとき、又は更に投票を行う必要があるときは、都道府県の選挙管理委員会（市町村の議会の議員又は長の選挙については、市町村の選挙管理委員会）は、更に期日を定めて投票を行わせなければならない。この場合において、当該選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示するとともに、更に定めた期日を少なくとも二日前に告示しなければならない。

2 衆議院議員、参議院議員又は都道府県の議会の議員若しくは長の選挙について前項に規定する事由を生じた場合には、市町村の選挙管理委員会は、当該選挙の選挙長（衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参

議院合同選挙区選挙については、選挙分会長）を経て都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。

（開票管理者）

第六十一条 各選挙ごとに、開票管理者を置く。

2 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とすることができる。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての開票管理者を同時に比例代表選出議員についての開票管理者とすることができる。

5 開票管理者は、開票に関する事務を担当する。

6 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有しなくなったときは、その職を失う。

（開票立会人）

第六十二条 公職の候補者（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党（第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）及び公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。）、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等）は、当該選挙の各開票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることとはできない。

2 前項の規定により届出のあつた者（次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。）が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

一 公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。）が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき（第九十一条第二項又は第九十一条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。）。

二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき（第九十一条第一項又は第九十一条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。）。

当該候補者届出政党

- 三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の第二十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき。 当該衆議院名簿届出政党等
- 四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の第三第二項において準用する第八十六条の第二十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の第三第二項において準用する第八十六条の第二十一項の規定による却下があつたとき。 当該参議院名簿届出政党等
- 三 同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、三人以上開票立会人となることができない。
- 四 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。
- 五 第二項又は前項の規定により開票立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が三人以上となつたときは、市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。
- 六 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。
- 七 第二項各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る開票立会人は、その職を失う。
- 八 第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は選挙の期日の前日までに三人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区における選挙人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて三人以上選任することができない。
- 九 当該選挙の公職の候補者は、開票立会人となることができない。
- 十 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(開票所の設置)

第六十三条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(開票の場所及び日時の告示)

第六十四条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(開票日)
第六十五条 開票は、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日に行う。

(開票)

第六十六条 開票管理者は、開票立会人立会の上、投票箱を開き、先ず第五十条第三項及び第五項の規定による投票を調査し、開票立会人の意見を聴き、その投票を受理するかどうかを決定しなければならない。

2 開票管理者は、開票立会人とともに、当該選挙における各投票所及び期日前投票所の投票を開票区ごとに混同して、投票を点検しなければならない。

3 投票の点検が終わったときは、開票管理者は、直ちにその結果を選挙長（衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙については、選挙分会長）に報告しなければならない。

(開票の場合の投票の効力の決定)

第六十七条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当つては、第六十八条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(繰延開票)

第七十三条 第五十七条第一項前段及び第二項の規定は、開票について準用する。

(選挙長及び選挙分会長)

第七十五条 各選挙ごとに、選挙長を置く。

2 衆議院（比例代表選出）議員若しくは参議院（比例代表選出）議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙においては、前項の選挙長を置くほか、都道府県ごとに、選挙分会長を置く。

3 選挙長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）の選任した者をもつて、選挙分会長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から都道府県の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

4 選挙長は、選挙会に關する事務を、選挙分会長は、選挙分会に關する事務を、担任する。

5 選挙長及び選挙分会長は、当該選挙の選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。

(選挙立会人)

第七十六条 第六十二条の規定は、選挙会及び選挙分会の選挙立会人について準用する。この場合において、同条第一項中

「当該選挙の各開票区における選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該選挙の選挙権を有する者（第七十九条第二項の規定により開票の事務を選挙会の事務に併せて行う旨の告示がされた場合にあつては、その開票区における選挙人名簿に登録された者。第八項において同じ。）」と、「期日前三日まで」とあるのは「期日前三日まで（第七十九条第一項に規定する場合にあつては、同条第二項の規定による告示がされた日からその選挙の期日前三日まで）」と、「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長（衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙における選挙分会の選挙立会人については、当該選挙分会長。以下この条において同じ。）」と、同条第二項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長」と、同条第三項中「開票区」とあるのは「選挙会（衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙については、選挙会又は選挙分会。第八項において同じ。）」と、同条第四項から第六項までの規定中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「当該選挙長」と、同条第八項中「又は選挙の期日の前日までに三人に達しなくなったときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に三人に達しなくなつたとき」とあるのは「選挙会の期日までに二人に達しなくなつたとき」と、「開票所」とあるのは「選挙会」と、「開票管理者」とあるのは「当該選挙長」と、「その開票区における選挙人名簿に登録された者」とあるのは「当該選挙の選挙権を有する者」と、「開票に」とあるのは「選挙会に」と、「市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者」とあるのは「当該選挙長」と読み替えるものとする。

（無投票当選）

第百条 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙において、第八十六条第一項から第三項まで又は第八項の規定による届出のあつた候補者が一人であるとき又は一人となつたときは、投票は、行わない。

259 「略」

（選挙公報の発行）

第百六十七条 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、都道府県の選挙管理委員会は、公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）ごとに、一回発行しなければならない。この場合において、衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙については、公職の候補者の写真を掲載しなければならない。

2 都道府県の選挙管理委員会は、衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載した選挙公報を、参議院（比例代表選出）議員の選挙においては参議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真（第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名、経歴及び当選人となるべき順位。次条第三項及び第百六十九条第六項において同じ。）等を掲載した選挙公報を、選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）ごとに、一回発行しなければならない。

3 選挙公報は、選挙区ごとに（選挙区がないときは選挙の行われる区域を通じて）、発行しなければならない。

- 4 特別の事情がある区域においては、選挙公報は、発行しない。
- 5 前項の規定により選挙公報を発行しない区域は、都道府県の選挙管理委員会が定める。

(掲載文の申請)

第六十八条 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙において公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては、併せて写真を添付するものとする。）を具し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日）に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に、文書で申請しなければならない。

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を具し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日に、中央選挙管理会に、文書で申請しなければならない。

3 参議院（比例代表選出）議員の選挙において参議院名簿届出政党等が選挙公報にその名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を具し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から二日間に、中央選挙管理会に、文書で申請しなければならない。この場合において、当該参議院名簿届出政党等は、当該掲載文の二分の一以上に相当する部分に、第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者以外の参議院名簿登載者については、各参議院名簿登載者の氏名及び経歴を記載し、並びに写真を貼り付け、同項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者については、その他の参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、各参議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位を記載すること等により、参議院名簿登載者の紹介に努めるものとする。

4 前三項の掲載文については、第五十五条の二の規定を準用する。

(選挙公報の発行手続)

第六十九条 参議院合同選挙区選挙について前条第一項の申請があつたときは、参議院合同選挙区選挙管理委員会は、その掲載文の写し二通をその選挙の期日前十一日までに、合同選挙区都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

2 衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙について前条第二項又は第三項の申請があつたときは、中央選挙管理会は、その掲載文の写し二通を衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつてはその選挙の期日前九日までに、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつてはその選挙の期日前十一日までに、都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

3 都道府県の選挙管理委員会は、前条第一項の申請又は前二項の掲載文の写しの送付があつたときは、掲載文又はその写

しを、原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。この場合において、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては参議院名簿登載者の数に応じて総務省令で定める寸法により掲載するものとする。

4 衆議院議員の選挙においては、小選挙区選出議員の選挙に係る選挙公報と比例代表選出議員の選挙に係る選挙公報は、別の用紙をもつて発行しなければならない。

5 参議院議員の選挙においては、比例代表選出議員の選挙に係る選挙公報と選挙区選出議員の選挙に係る選挙公報は、別の用紙をもつて発行しなければならない。

6 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員若しくは都道府県知事の選挙について一の用紙に二人以上の公職の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合、衆議院（比例代表選出）議員の選挙について一の用紙に二以上の衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載する場合又は参議院（比例代表選出）議員の選挙について一の用紙に二以上の参議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等を掲載する場合には、その掲載の順序は、都道府県の選挙管理委員会がくじで定める。

7 前条第一項の申請をした公職の候補者若しくはその代理人又は同条第二項若しくは第三項の申請をした衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の代表者若しくはその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

（選挙公報の配布）

第七十条 選挙公報は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会が、当該選挙に用いべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前二日までに、配布するものとする。ただし、第十九条第一項又は第二項の規定により同時に選挙を行う場合においては、第七十二条の二の規定による条例の定める期日までに、配布するものとする。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ、都道府県の選挙管理委員会に届け出て、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによつて、同項の規定による配布に代えることができる。この場合において、当該市町村の選挙管理委員会は、市役所、町村役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

○日本国憲法（抄）

第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

〔地方公共団体の法人格とその事務〕

第二条 〔略〕

②③〔略〕

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

⑩⑪〔略〕

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法 律	事 務
〔略〕 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）	〔略〕 第四条第十五項、第四条の二第三項から第五項まで、第四条の三第四項から第六項まで、第五条第十六項及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務
〔略〕	〔略〕

○最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三十六号）（抄）

第二条（審査の期日） 審査は、各裁判官につき、その任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の期日に、これを行う。

② 各裁判官については、最初の審査の期日から十年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙の期日に、更に審査を行い、その後も、また同様とする。

第四条（審査権） 衆議院議員の選挙権を有する者は、審査権を有する。

第七条（投票区及び開票区） 審査の投票区及び開票区は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票区及び開票区による。

第八条（審査人の名簿） 審査には、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）に規定する選挙人名簿で衆議院議員総選挙について用いられるものを用いる。

第十二条（投票に関する事務の担任） 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票管理者は、審査における投票管理者となり、審査の投票に関する事務を担当する。

② 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人は、審査における投票立会人となるものとする。

第十三条（投票の時及び場所） 審査の投票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票所において、その投票と同時にこれを行う。

第十六条の二（期日前投票の時及び場所） 審査の期日前投票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の期日前投票所において、

その期日前投票と同時に進行。ただし、審査の告示の日が第四条の二第一項の規定による通知（同条第二項に規定する場合）には、同項の規定による通知とし、当該通知が二以上あるときは、その直近のものとする。）をした日から四日以内である場合には、審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間に行う。

② 前項ただし書の場合においては、中央選挙管理会は、審査の告示の日に、審査の期日前投票を行う期間を官報で告示するとともに、当該期間を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合においては、第五条の二第三項から第五項までの規定を準用する。

第十九条（開票に関する事務の担任） 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票管理者は、審査における開票管理者となり、審査の開票に関する事務を担当する。

② 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人となるものとする。

第二十条（開票の時及び場所） 審査の開票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の開票所において、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日にこれを行う。

第二十五条（選挙の投票を行わない場合） 公職選挙法第百条第一項の規定により衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票を行わない場合においても、審査は、これを行う。

② 前項の場合における審査の投票及び開票に関しては、第十二条第一項、第十三条、第十九条第一項及び第二十條の規定にかかわらず、公職選挙法第三十七條第一項、第二項、第五項及び第七項、第三十九條、第四十一條、第六十一條第一項、第二項及び第五項並びに第六十三條から第六十五條までの規定を準用する。

③ 前項の投票及び開票においては、第十二條第二項及び第十九條第二項の規定にかかわらず、投票管理者又は開票管理者は、各投票区又は開票区における第八條の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人二人又は開票立会人三人を選任しなければならない。

第五十一条（費用） 審査の施行に関する費用は、国庫の負担とする。

○漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）

（委員の解職の請求）

第九十九条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、都道府県の選挙管理委員会に対し、委員の解職を請求することができる。

2 前項の選挙権を有する者とは、選挙人名簿確定の日においてこれに記載された者とし、その総数の三分の一の数は、都道府県の選挙管理委員会において、選挙人名簿確定後直ちに告示しなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を公表し、これを選挙権を有する者の投票に付さなければならない。

4 委員は、前項の規定による解職の投票において過半数の同意があつたときは、その職を失う。

5 政令で特別の定をするものを除く外、委員の選挙に関する規定は、第三項の規定による解職の投票に準用する。

○漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 [略]

(海区漁業調整委員会に関する経過措置)

第十四条 公布日以後は、旧漁業法の規定にかかわらず、旧漁業法第八十四条の海区漁業調整委員会の委員の選挙は、行わない。ただし、この法律の公布の際既にその期日が告示されているものについては、この限りでない。

2 [略]

第十五条 この法律の公布の際現に在任する海区漁業調整委員会の委員であつてその任期が平成三十三年三月三十一日前に満了するものの任期は、同日まで延長されるものとする。

2 この法律の施行の際現に在任する海区漁業調整委員会の委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。

3 [略]